

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、高橋副委員長、鈴木・菊地・佐藤・佐々木・ 横田 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、佐藤委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」基本計画点検について」

○（総務）企画政策室笠原主幹

小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」基本計画の点検につきましては、8月に開催いたしました地区別懇談会、団体別懇談会の中、また総合計画審議会におきましても現計画の点検、総括を行い、課題等を明らかにした上で、新しい総合計画の策定にかかるべきとの御提言もいただいております。8月以降取りまとめ作業を進めてまいりましたが、今回報告書という形でまとめさせていただきました。その内容等につきまして報告いたします。

本報告書の点検の基準日は平成19年3月末日ですが、19年度に予算計上いたしました事業につきましてもあわせて記載しております。点検報告書は総括編、事業編、資料編、この三つの区分で構成しております。

初めに総括編ですが、3ページから20ページまでを総括編として作成いたしました。総括編は基本的に基本構想の項目に沿って総括し、記載をさせていただきます。

次に、事業編でございますが、23ページから87ページまでを事業編ということで作成いたしました。五つの施策の大綱に掲げた36の分野ごとの重点・創造プログラム、構想を実現するために、土地利用・地区別発展方向、こういう順によりまして、この10年間に実施しました主な事業について記載しております。なお、事業実績等数値で表記できる項目につきましては、基本的に18年度の実績を記載いたしました。

最後に資料編でございます。91ページから107ページまで資料編として作成いたしました。資料編は、21世紀プランの基本計画の中に記載されておりますグラフ等のデータを10年度から18年度までの実績に置きかえ、グラフ化し、記載させていただきます。なお、それぞれの記載内容の説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

総合計画の策定に当たりましては8月1日に総合計画審議会を設置し、これまで合わせて3回開催してございます。10月に2回目の審議会を開催しまして、今回示しました報告書、基本計画の点検結果について報告させていただいております。また、11月7日には3回目の審議会を開催してございまして、市民意向調査など四つのアンケート調査の結果、懇談会の実施状況等についても報告させていただいております。

○ 委員長

「北海道消防広域化推進計画の素案について」

○（消防）青山主幹

北海道消防広域化推進計画の素案について報告いたします。

市町村の消防の広域化につきましては、災害や事故の多様化や大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等への対応力が弱い、小規模消防本部を解消するため、広域化による消防体制の充実強化を図る目的で、平成18年6月に消防組織法が改正されました。これを受けて国により策定された基本指針に基づき、都道府県は19年度中に推進計画を策定することとされております。

また、消防の広域化と並行して、無線のデジタル化に伴う共同整備及び指令業務の共同運用についても検討、協議を進めており、道では道内の代表消防長などによって構成する消防広域化等検討協議会を設置し、その下部組織として消防広域化、無線デジタル化、それぞれの委員会において検討しているところです。このたび消防の広域化に関して道が推進計画の素案を策定し、平成19年11月9日から20日にかけて道内6か所で市町村説明会を開催し、11月末にはこの素案に対する市町村長の意見照会が行われたところでございます。

素案は第 1 章から第 3 章による本論と参考図表となっております。1 ページから 4 ページまでの「第 1 章 消防行政の現況」では全国的、一般的な消防の現況について書いております。「第 1 消防の現況」では、現在消防本部は小規模なものが多く、一般的に小規模消防本部は要員の確保や資機材の整備に限界があることなどが書かれております。

「第 2 消防需要の変化」では、都市化の進展、経済の高度化、国民の生活様式及び意識の変化などにより、消防体制の充実強化が喫緊の課題であること、具体例として救急業務や救護業務の増大と高度化、予防業務の高度化を挙げております。

「第 3 消防業務の専任化」では、各分野における専任化の必要性和、小規模消防本部ではほとんどの職員が兼務であり、専任化が進んでいないことなどが書かれております。

5 ページから 11 ページまでが「第 2 章 本道における消防の現況と課題」となっております。

「第 1 本道の消防の現況」では、現在の 68 消防本部体系となった経緯、道内 68 消防本部中、人口 10 万人未満の消防本部が 59 本部、87 パーセント、さらに人口 3 万人未満の消防本部が 29 本部、43 パーセントと小規模消防本部が多いこと、また、管轄面積では、全国平均の 3 本部分を 1 本部で所管しているという本道の現況などが書かれております。

「第 2 本道の消防の課題」では、職員数や支署数が非効率的な体制であること、また特殊車両の確保が困難な状況、職員の高齢化、道内の組合消防本部の大部分が自賄い方式であることなどの本道の課題と、今後の消防の果たすべき役割について書かれております。

「第 3 章 本道における消防広域化」として、広域化の必要性や規模などについて書いております。

「第 1 消防広域化の必要性」では 2030 年の推計人口を示し、さらに小規模消防本部が増加することの問題点や広域化の効果、必要性について書かれております。

「第 2 本道における消防広域化」では、広域化の規模、地域のみとまりなどから、本道における広域化の望ましい組み分けについて、第 4 次保健医療福祉圏を 21 圏域を基本とすること、組合消防の自賄い解消をすることなどが書かれております。

「第 3 消防広域化の推進にあたって」では、広域化の留意事項、広域化の期間、広域化の方式、広域化後の体制などについて書かれております。

「第 4 消防広域化に関する道の役割」について、最後の「第 5 本道の消防の広域化にむけて」では、本計画がすぐれた広域消防体制の確立に寄与することを期待するものであるとしております。

道の今後の予定といたしましては、このたび行われた市町村長に対する素案の意見照会を基に、推進計画案の策定、さらに案に対する意見照会、パブリックコメントを行い、20 年 3 月には推進計画を発表することとなっております。

消防広域化は道の推進計画策定後 5 年以内の 24 年度までをめどに行うものとされており、対象市町村は来年度から広域消防運営計画を策定するなど、広域化の実現に向けて取り組むこととなっております。本市といたしましては、消防の広域化は消防救急無線の共同整備、指令業務の共同運用等とも密接な関係にあることから、総体的に綿密な検討協議を重ね、慎重に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

次に、本定例会で付託された各案件について順次説明願います。

「議案第 7 号について」

○（総務）阿部主幹

議案第 7 号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案につきましては、平成 20 年度から実施を予定しております市の組織・機構の全体的な見直しに伴うも

のでありますので、その概要につきまして説明いたします。

まず、見直しの目的といたしましては、「市民サービスの向上及び業務量に見合ったスリムで効率的な行政運営」を目指しているところでございます。

次に、部の統合・再編について説明いたします。

産業政策の機能的な行政運営を行うため、経済部と港湾部を統合し、「産業港湾部」といたします。また、石狩湾新港管理組合に関する業務は、総務部企画政策室へ編入いたします。

次に、後期高齢者医療制度の施行を契機に、市民へのわかりやすさの観点から、医療と保険分野の組織一元化を図るため、新たに「医療保険部」を設置いたします。医療保険部では、市民部から国民健康保険及び国民年金の各部門を、福祉部から介護保険、後期高齢者医療制度及び医療助成の各部門を編入いたします。

次に、市民と直接のかかわりの深い部門を集約し、市民サービスの向上を図るため、市民部と環境部を統合し、「生活環境部」といたします。その他、室・課・係の統合・再編を行うとともに、柔軟で機能的に対応できるグループ制の導入の促進を図ります。

以上、この機構改革等の実施によりまして、部及び室を各 1 ずつ削減し、併せて管理職 13 ポストの削減を予定しており、これらの機構改革を実施するため、小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案を提案したものであります。

また、この改正に伴いまして、小樽市廃棄物減量等推進審議会条例など五つの附属機関等に関する条例について、庶務を担当する部の名称を改めるとともに、文言等の整理を行うものであります。

○委員長

「議案第 8 号及び第 9 号について」

○（総務）職員課長

議案第 8 号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、再任用短時間勤務職員に係る 1 週間の勤務時間の上限を、現行の 31 時間から 35 時間に変更するとともに、再任用職員の給料月額を 24 万 6,000 円から 14 万 100 円に減額し、期末手当等を不支給とするほか、所要の改正を行うものです。

続きまして、議案第 9 号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、これまで他の非常勤職員と報酬の上限額が同額であった医師について、報酬の上限額をこれまでの月額 2 万 4,000 円以内、又は月額 60 万円以内から月額 4 万円以内、又は月額 100 万円以内に引き上げるとともに、所要の改正を行うものです。

○委員長

「議案第 11 号について」

○菊地委員

議案第 11 号小樽市非核港湾条例案について提案説明をします。

具体的な内容につきましては、本会議でもかなり詳しく説明しています。今度の提案で 29 回目になります。市長は、今、財政再建に向けて大変苦慮しているところだと思うのです。そこに今後もアメリカの艦船等が入ることになりますと、また港湾管理者として苦渋の選択を迫られるという大変な状況になるという、そういったときに、市民団体や平和を求める市民からいろいろな要望に対応するという大変な苦労もありますので、こういった物理的な非核港湾条例、これがあるからこれにクリアできる船はどうぞお入りください、こういうふうに物理的な条件としてきちんと整理し、市長の御苦労を少しでも軽くするということも与党の皆さんとしていいのではないかと思います。

とを強く申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、鈴木委員の順といたします。

共産党。

○菊地委員

北海道消防広域化推進計画について

消防の広域化推進計画についてお尋ねします。先ほどの説明で、この広域化計画について市町村長の意見照会が行われているというふうに説明を受けたと思うのですが、小樽市としてはこの広域化計画についてどういった意見を上げようとしているのかお尋ねします。

○（消防）青山主幹

市町村長の意見照会の件でございますけれども、これにつきましては市総務部と消防本部で協議をしたもので、消防本部の方から答弁いたします。

照会事項につきましては、大きく六つございます。まず、「１ 消防広域化の必要性について」ということで、広域化は必要か必要でないか、どちらかに丸をつけるというものでございます。小樽市といたしましては、これにつきましては、課題や業務の広域化、執務体制の充実強化という面での必要性というものは確かにわかりますけれども、素案自体が全道・全国統一的な方向というものをこの北海道に持ち込んでいるということで、非常に困難があるというふうに考えております。本道の地域性というものを十分考慮しているとは言っておりますけれども、この広域な管轄面積を有して、一部の地域を除いては非常に人口密度が低い北海道の特性をいま一度考えてもらいたいということで、これにつきましてはどちらにも丸をつけずに提出しております。

次に、「２ 望ましい組合せについて」ということでございますけれども、これは素案の組合せに賛成である、素案の組合せより、更に広い組合せが望ましい、素案以外の組合せが望ましい、この三つから選択するようになっております。小樽市といたしましては、素案以外の組合せが望ましいというところに丸をつけて出しております。

今回の素案につきましては、第２次保健医療福祉圏を基本といたしまして、小樽市としましては後志圏ということで、後志の小樽市を入れて20市町村という組合せになっておりますけれども、一般論としてこの第２次保健医療福祉圏という考え方は理解できますけれども、地域間のつながりというものはさまざまな要因がございますので、また、状況もそれぞれ異なるということから、各消防本部のあるいは市町村の利害関係というものを考えますと、なかなか難しい面もあるだろうというふうに考えております。

そういうことから、この素案と異なった検討結果あるいは組合せになっているような場合であっても、道として十分な理解を示してもらいたいと、こういう意見として素案以外の組合せが望ましいということで出しております。

次に、「組合消防の自賄いについて」ということで、自賄い方式の解消が望まれる、自賄い方式を解消する必要はないの二つから選択するようになっており、小樽市としましては自賄い方式の解消が望まれるに丸をつけて出しております。この自賄い方式につきましては、本道の広域化の推進に当たって最大の障害というふうに言われております。現在、大部分の組合消防はこの自賄い方式というものでやっております。本来の広域化ということから申し上げますと、いわゆる趣旨に反するののかということがこの自賄いという部分でございますけれども、ただ自賄い方式の解消を自主的な地域の取組だけに任せているのであれば、何せ長年続いておりますので非常に難しいということから、北海道においてこの解決に向けて具体的な方策を構築するなど踏み込んだ手法をお願いしたいということで、意見として出しております。

それから、その他というのがございますけれども、小樽市といたしまして、この消防の広域化と同じように無線

の共同整備や指令業務の共同運用というものも今進めております。この消防の広域化は、こういった全体的なものを考えなければなかなか判断は難しいということがございます。そういうことから、平成19年度末に本計画が取りまとめられるということでございますけれども、この取りまとめ方について、その後の継続協議の成り行きなどにも十分配慮した柔軟な内容としてもらいたいと、このようにしております。

○菊地委員

先ほどは慎重に取り組んでいきたいという報告がありました。今すぐ小樽市として、それに向けて具体的な動きをするということではないというふうに理解してよろしいのですか。

○（消防）青山主幹

北海道の推進計画が今年度中に策定されるということになります。それを受けまして各市町村は来年度から取組に入るということですので、小樽市としましても、来年度以降、各組み分けの中で検討、整理していきたいというふうに考えております。

○菊地委員

組織・機構の見直しについて

次に、組織・機構の見直しについてお尋ねします。

今度の組織・機構の見直しにつきましては、目的として「市民サービスの向上及び業務量に見合ったスリムで効率的な行政運営」とあります。市民サービスの向上となる点について、具体的に示していただけますか。

○（総務）阿部主幹

今回の組織の見直しにつきましては、現在置かれている市の状況等を考えますと、どちらかというと人員削減につながるような、スリム化や効率化といった部分が中心に行われているのが現状であります。ただ、今後4年程度原則退職不補充といった中で、その方針を考えますと、市民サービスの向上ということにはならないのですが、ある程度組織をスリム化していかないと、市民サービスを維持していくための組織がつくれなくなる、一つはそういった観点で進めております。

ただ、そういった状況の中でも、今回一番大きかったのが医療保険部の設置ということで、後期高齢者医療制度の施行に合わせまして、従来福祉部と市民部に分かれていた社会保障分野の集約を図りまして、市民の方々にわかりやすい組織にしたということが1点目であります。また、市民部と環境部の統合によりまして、業務については共通部分というのはそれほどないのですが、市民に直接かわりが深い部門の集約ということで、横の連携などを図りながら、これから市民サービスの向上に努めていきたい、そういった観点で進めております。

○菊地委員

市民にわかりやすい組織・機構ということでは医療保険部を新設しますが、市民が後期高齢者医療制度や国民健康保険などの自分の生活にかかわる一つの窓口に来たら、それは税金や福祉に関しているいろいろなところにもたがっていることを、あそこにも行って見た方がいいなどというように、制度の紹介も含めて親切に説明いただけるようなシステムをさらにつくっていただければ、さらなる市民サービスの向上につながると思うのですが、そういった職員研修といいますか、一つの部の中でシステムのあり方ということにもぜひ努めていただきたいと思います。

それと、産業政策の機能的な運営を行うために経済部と港湾部を統合するという提案がありました。この産業政策の機能的な運営の具体例について説明していただけますか。

○（総務）阿部主幹

産業政策の機能的ということで申し上げますと、いわゆる仕事の接点や港湾行政と経済界のつながりということになるかと思うのですが、そういう部分でいきますと、例えばコンテナを運んできたときの経済界の輸送や物流の関係の一体化といったもの、例えば大型のクルーズ船が入ったときに、観光業界と接点が多いものですから、そういった部分での連携を図ること、そういったものが考えられようかと思えます。臨港線から下の港湾の部分と上

の経済界の部分の一体化を図ることによりまして、これまで以上に結びつきを強くする、そういうことで機能的にしていきたい、そういうように考えています。

○菊地委員

業務の内容がよくわからないので、今の説明だと本当に機能的な部になるのかどうかということについてはわからなかったのですが、例えばポートセールスの部分は、極めて経済的な中心課題なのかと思うのですが、港湾部の観点ではこれまでよりもっとスムーズにいくというふうに考えていいですか。

○総務部長

例えば今お話がありましたポートセールスにしる、あるいは港湾部で今までやってきました観光分野でのクルーズ船の誘致、この背景は間違いなく経済政策なのです。ねらいとしてはそこにあるわけです。要するに臨港線のあの場所から海側にある、特に運輸や倉庫を主体でやっている企業と臨港線から山側にある、通常の経済部が所管する企業は、今まで違う部で見ていたものですから、もちろん接点はあったのですが、なかなか一緒になってやるという姿がつくりづらかったという側面はあったのだと思う。そういう意味では今お話がありましたポートセールスにしても、運輸と倉庫の企業だけでやっていてもうまくいきませんから、荷物を出すお客の企業の協力をいただいて、今は特に廃棄物関係の企業が中国にどんどん物を送るという時代ですから、そういうところの連携を中心にやっています。それから、クルーズ船についても、大きな船が入りますと乗船客が400人、500人おりますので、その方たちをすぐ町場の観光に結びつける。今、接点を持ってやっています、それが一つの部の中でやれるようになって、一人の部長の下に有機的に行われるということは、非常に機能的になるというふうに思っていますし、これまで我々の経験していた部分を払しょくして、一步グレードの高いことができるのかと、そういうふうに思っています。

○菊地委員

今、総務部長から答弁をいただきました。港の関係でも販路を開いていくという意味では、極めて経済活動としてはいい方向に行くのかという思いはあるのですが、一方、今後の小樽港をどう活用していくかという点につきますと、港湾部と港湾室の位置づけで、ある意味港湾業務としてのトーンが下がるのではないかと危惧があるのですが、その辺についてはいかがですか。

○総務部長

確かに、今、全道の港湾を持っている市の中で港湾部という名称を持っているところは、私の記憶の中では室蘭市と小樽市だけだったと思います。昔は他市も持っていたのですが、建設部と一緒にあったり、経済部と一緒にあったりして名称が変わっていきました。その中で室蘭市と小樽市だけが今でも港湾部という名称でやっていたのは事実です。

ただ、全体的に昔から港湾の管理業務をやりながら、ポートセールス等もやりながら、相当数の人数を抱えていた港湾部というセクションがどこも相当スリム化になっています。だから、小樽市港湾部の直営部門を抱えていた時代というのは、港湾部だけで80名、90名の職員がいましたので、それから見ますと私がいたこの春までは26名、27名ですから、やはり相当スリム化しているというのが一つです。

それと、小樽港の管理業務ということが相当アウトソーシングされてきているという中で、職員数も減っていますので、組織としてはやはり経済部と一緒にするという前向きな部分を我々としては選択をして、港湾については室という部のちょっと下になりますけれども、そういう扱いで十分だろうということで今回判断しました。もちろん業界の方々からすると、長年港湾部ということでやってまいりましたので、非常に寂しい部分もありますし、何となく少しマイナスのイメージを持たれるということもありましたけれども、その辺は我々のねらいというものも十分説明をして、御理解をいただいて、業務としては、港湾室といえども20名程度の職員を配置して今後もやっていくということで御理解をいただきましたので、やっていくことは今まで以上のことをやっていく、そういう決意

で仕事は進めていきたいと思います。

○菊地委員

今、今まで以上のことをやっていくというお話もあったのですが、小樽港については将来ビジョンはもう示されています。それから、先ほど説明をいただきました小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の基本計画点検報告書の中でも、今後の港湾部門については港湾計画、ここでは港湾のあり方についてのますますの重要性について語られているわけなのですが、そういう港湾業務を考えたときに、経済発展の分野でも石狩湾新港のかかわり抜きには、港湾事業の見通しは立てられないというふうに思うのです。

今回、石狩湾新港に関する取扱いを総務部企画政策室に移すというのですが、それはなぜなのかについて改めてお尋ねします。

○（総務）阿部主幹

これまでも申し上げていますが、石狩湾新港管理組合の母体協議に関する業務を企画政策室に移すということで、それは政策的な判断を要する負担金のあり方や比較的重い問題があるということで、それで以前から市長直轄の部門で持った方がいいということでの内部議論をしていたものを、今回の組織改編に合わせて行ったものです。

もう少し細かく言いますと、石狩湾新港の母体協議の業務というのは、現在、港湾部では主幹、主査2名体制でやっている業務です。港湾部の中でも、その業務自体が全く独立した業務で、周りのほとんどの職員が小樽港のことについての仕事を行う、それが1点です。

一方、石狩湾新港の後背地の土地利用計画の関係や石狩開発（株）との関係、そういった業務については今でも企画政策室の方でやってございまして、外から見たときは石狩湾新港というのは港の関係ですから、港湾部にあった方が何となく自然のような感じがするのですが、組織ということで見ますと分散することではなくて、企画政策室の方に持ってきて、土地利用計画や石狩開発（株）や経済部でやっている企業立地の部分とあわせて一体的に行った方がいいとそういう視点で、組織のことを考えて、企画政策室の方になったという形になります。

○菊地委員

企業立地に関しては経済部がやるのですか。そうしたら、逆に経済部にあった方が総合的な判断というのができるような気がするのですが、それは素人的な考えなのでしょうか。

○総務部長

企業誘致の分野については企業誘致という切り口でやっているのですが、小樽市域にかかわらず経済部に企業誘致の担当セクションがありますので、確かにこれからもそこで新港部分をやる。ただ、それ以外の部分は全部企画政策室というふうに思っているのです。つまり、港湾部で持っている母体協議の部分を企画政策室へ持ってまいります。もともと後背地の土地利用計画、石狩開発株式会社のことについてもやっていた。それから、今まで簡易水道事業や石狩西部広域水道企業団の窓口も企画政策室でやっていたのです。実際は水道局でやっていますが、それらの道との協議など、いろいろなものは企画政策室がすべて窓口でやる。それから、環境部では環境影響評価もあったのです。これも企画政策室が窓口だったのです。

ですから、今、委員からありました企業誘致以外は総合的な調整もすべて企画政策室でやることになると思います。一本化を図ることで、ある意味ではきちんとした形で、港というよりも石狩湾新港の地域全体に対する統括をするというセクションにしたいと考えております。

○菊地委員

今、総務部長がおっしゃったように、ずっと企画政策室でやってきたのだから、その方がすっきりするという言葉がされましたけれども、では、これからの小樽の経済発展に寄与する港の問題、小樽港の発展についても決してあきらめてはいないと思うのです。どんどん規模は小さくなって、一方で私はもしや小樽港を見捨てるのではないかという心配をしているのですが、決して小樽港をなくするわけにはいかないですし、やはりある財産を

利用して経済発展のために活用すべきだと思いますし、そうなりますと、やはり港の問題として石狩湾新港との機能分担や石狩湾新港の貨物の取扱いはどうなっているのか、小樽港はどうなっているのかというような話になってきます。

先日、予算特別委員会で平成会の大橋委員が、こういうことを論議するのは一体どの常任委員会になるのだろう、予算特別委員会でしかできなくなるのだろうかというような話をされていましたが、やはり経済部港湾室に石狩湾新港の問題も含めて置いた方が、経済政策問題についての見通しも立てられるのではないかという思いはするのですけれども、違うのですか。

○総務部長

先日も申し上げたのですけれども、経済という切り口からすれば港もかかわってまいりますので、小樽港だけで議論してくださいというふうにはお願いはするのですけれども、小樽港に絡んで、今は石狩湾新港も含めて日本海側の港として、太平洋側の苫小牧港に対抗していくという戦略で動いている時代ですから、石狩湾新港も一緒になっているの議論はあると思います。ですから、石狩湾新港の貨物がどうなっているのか、状況がどうかということは、当然経済常任委員会で議論されると思いますし、それには当然答弁をしていくことができます。港としての情報としては港湾部が当然持っているわけですから、それは十分やっていける。石狩湾新港管理組合は特別の地方公共団体ですから一つの自治体です。そこで我々が6分の1という権利を持っていて、母体としての立場でいろいろ協議されることはほとんどが極めて政策的な部分や負担金にかかわる部分なのです。これについての議論は、総務常任委員会の後背地も含めた全体の議論にさせてほしいという、そういうお願いをしたつもりです。ですから、基本は総務常任委員会に移りますけれども、当然、今お話がありました経済的な部分での議論は出てきますし、経済常任委員会の中で答えることができと思っていますし、当然その辺の情報交換や勉強をしながら、同時に委員会をやるときは理事者が出席するというのはなかなか難しいのですけれども、別の時間帯で委員会をやる場合には、そういう関係する理事者の出席要求があれば、その委員会に出席することも可能ですから、我々としてはできる限りのことはやっていけるというふうには思います。

○菊地委員

今、部長がおっしゃったとおり石狩湾新港管理組合議会是一个の自治体としてのくくりがあります。そうなりますと、北しりべし廃棄物処理広域連合議会や北海道後期高齢者医療広域連合議会、それもやはり今後同じ扱いになっていく、そういうふうにしフトされていくのですか。

○（総務）阿部主幹

北しりべし廃棄物処理広域連合や北海道後期高齢者医療広域連合につきましては、私どもとしては石狩湾新港管理組合とは別に考えていまして、そちらの二つの広域連合というのは、市民の生活とかかわりが深い部分や業務と一定程度つながりが深い部分がありますので、原部から移して例えば企画政策室に持ってきますと、外見的にわかりづらい、業務に支障があるというのがございますので、そういった部分につきましては、例えば北しりべし廃棄物処理広域連合議会と言いますと、本市の職員なり議員が相当程度構成員の中に入っている。逆に後期高齢者医療広域連合と言いますと、法に基づいて負担金なりを決めていく、そういった制度の中で動いているものですから、全道レベルで一定程度決めなければならない話なので、逆に入っていきづらい、企画政策室に持っても機能しない、そういう部分がありまして、その二つについては別物というふうには考えています。

○菊地委員

実体から入って別物だというふうな答えだったと思うのですけれども、そういう意味では石狩湾新港の問題も、経済活動から入ったら実体としては経済だというふうにどうしても思ってしまうのですけれども、土地利用のあり方を検討したときから、背後地の問題についてはこれまでずっと企画政策室が取り扱ってきたという経過があるから、企画政策室の方へ持っていくのは、皆さんの方からすれば自然な流れなのかもしれないのですけれども、小樽

市全体の経済政策やそういうつくりから見たら必ずしもそうではないという思いはします。経済部から移し、企画政策室にどうしても持っていなければならない、大きな支障は何かあるのですか。

○総務部長

経済部という管轄の中で言えば、先ほど言いましたけれども、石狩湾新港管理組合というのは、港のことだけで言えば一つの特別な自治体ですから、その中で議会も持っているわけです。その中ですべてについて議論されている。その前段の母体協議というのが、我々構成員にあるという仕組みになっています。ですから、議会の中で、新港管理組合が責任を持って遂行する事業に対する議論は行われている。その母体協議に小樽市としてこういう形で進めるのでいいですという、それを協定しているのですけれども、その中での相談があって、我々が回答している。それが今までの担当なのです。母体協議担当の主幹・主査の立場なのです。

そういう意味では、総務常任委員会の中でさまざまな議論をいただいて、それらを基に我々は判断をして母体に回答をするという、こういう今までの流れですから、それはそれで経済常任委員会できないかと言われると、できないことはないと思います。ただ、問題は経済常任委員会という枠の中でいけば、先ほど言った簡易水道の問題、生活環境にかかわる環境影響評価の問題、石狩西部広域水道企業団の問題など、さまざまな問題があるものですから、特に後背地の土地利用計画というのは石狩では3,000ヘクタールのうち、ほぼ千二、三百ヘクタールの土地のこれから区画整理事業をやっていくなどたくさんあるわけです。それを経済部の中で行うというのは、現実にはなかなか難しいです。

そういう意味では今、トータルで調整機能になっています企画政策室が、これまでの経験も含めて、今までやってきたからそこというよりも、現状の今の我々の行政のあり方としては、そこに集約するのが最も好ましいという、そういう判断をしているところです。

○菊地委員

石狩湾新港特別委員会があったときには専門の議論もできましたけれども、それがなくなったときに、石狩湾新港の問題については、経済常任委員会で論議させていただきますという経過があったそうなのですね。どちらにしましても、この石狩湾新港は小樽市財政の問題からいっても重要な問題ですから、市民の負託を受けた私たちとしては、いついかなる場合でも、その問題について議論をしていくという立場で、今回の組織・機構の見直しは、本当に、今、総務部長がおっしゃったような状況でいいのかどうかということについて、引き続きしっかりと問題提起をさせていただきながらやっていきたいと思います。

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについてお尋ねします。

平成19年10月19日に、放課後児童クラブガイドラインが厚生労働省から示されました。そのガイドラインに照らし合わせて、今、小樽市の放課後児童クラブが課題としている、これからますますこのガイドラインに近づけていかなければいけない項目と考えていることについてお尋ねします。

○（教育）生涯学習課長

ただいま委員から質問のありました放課後児童クラブガイドラインは今年10月19日に厚生労働省の局長通知ということで出されたものでございまして、放課後児童クラブを生活の場としている児童の健全育成を図る観点から、放課後児童クラブの質の向上に資することを目的として出されたものであります。内容につきましては、さまざまな形で運営されている放課後児童クラブでございますので、最低基準という位置づけではなくて、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示して、望ましい方向を目指すものということで通知をいただいたものでございます。

内容につきましては、対象とする児童、規模、開所日、開所時間、施設設備、職員体制等全部で14項目の内容でガイドラインが示されております。おおむねこの内容を見ましたところ、小樽市の放課後児童クラブにつきまして

は、ほとんどの部分、厚生労働省の示したガイドラインをクリアしているというふうに認識してございますが、強いて、目標といたしますか、望ましい方向ということで考えますと、今後まだ努力が要るのかということにつきましては、利用者への情報提供等に、市町村は放課後児童クラブの利用の募集に当たって、適切な時期にさまざまな機会を利用して広く周知を図ることという項目がございますので、今後この点についてよりよい方向で考えているところです。

○菊地委員

このガイドラインでは職員体制のことについても触れられていて、指導員を配置することとなっています。この指導員について、児童福祉施設最低基準第38条に「児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」と規定されていますけれども、小樽市の実態はいかがですか。

○（教育）生涯学習課長

児童の遊びを指導する者を置かなければならないと児童福祉施設最低基準で示されております。このガイドラインでは置くことが望ましいということでの目標が示されているわけなのですが、小樽市におきましては53名の指導員がいる中で、児童福祉施設最低基準の中で示されている資格としては、教員の資格を持っている者が12名、保育士が7名、幼稚園教諭の資格を持っている者が4名、児童厚生2級指導員の資格を持っている者が8名。そのほかこの基準には該当していないのですが、障害児の受入れ等で特に私どもで必要と考えている准看護師、ホームヘルパー2級の資格を持っている者がそれぞれ2名ずつで4名。計28名で、全体53名のうち53パーセントの方がこれらの資格を持っています。

一点つけ加えさせていただきますと、児童福祉施設最低基準第28条第3項で、高等学校を卒業して2年以上児童福祉事業に従事した者がその対象となりますので、今、申し上げた方以外の25名の方につきましても、ほぼ2年以上勤務ということで、これも満たしているものというふうに考えてございます。

○菊地委員

指導員の役割についても何項目か示されていましたが。こういった方向に沿った研修制度の充実を求めたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○（教育）生涯学習課長

指導員に対する研修会につきましては、年に数回行ってございます。平成19年度につきましては3回実施してございまして、7月17日には平日の指導員を対象としまして、児童健全育成ボランティアセミナーを実行した指導員がその内容を伝達するというところで行ってございます。2回目の10月25日には、土曜日の指導員の方を対象としまして、各放課後児童クラブにおける情報交換ということで行ってございます。3回目の12月13日に土曜、平日すべて含めて全指導員を対象としまして、ノロウイルス、インフルエンザなどの感染症を中心に、保健所の保健士の協力を得まして研修会を行っているところです。

○菊地委員

先ほど情報提供についての話があったのですが、小樽市のホームページの教育委員会生涯学習課の項に、放課後児童クラブの記事をきちんと提示して情報公開に努めていただきたいと思うのですが、この辺についてはいかがですか。

○（教育）生涯学習課長

小樽市ホームページの放課後児童クラブの内容でございますが、小樽市におきましては教育委員会、福祉部、市民部の3部で実行しているものですから、放課後児童クラブの概要はくらし小樽、子育て、子育てガイドブックの中でホームページに載せています。

ただ、委員がおっしゃるとおり、この内容が利用時間帯、費用、問い合わせ先程度の部分の関連のものでございますから、来年度の募集時期に向けまして一通り詳しい内容のものを今後ホームページに掲載したいというふうに

考えてございます。

○菊地委員

ぜひよろしくお願いいたします。

全国学力・学習状況調査いわゆる学力テストについて

全国学力・学習状況調査いわゆる学力テストの問題について質問いたします。

今、分析中だと思うのですが、その分析結果に基づいて子供たちにしっかりした学力、例えば基礎学力をつけることはできる力につながると思いますので、学力テストそのものには反対ですが、基礎学力をつけることについては取組が必要であると思っているのですが、その分析結果に基づいて小樽市の教育の中で今後は、どういった方向に力を入れていこうとしているのか、お尋ねします。

○（教育）指導室長

今後の学力向上の方策についてでございますけれども、現在、学力向上検討委員会において本市の調査結果について分析を進めているところなのですが、学力向上検討委員会では分析結果を踏まえて、特に何をどのように改善すればよいのか、授業改善に向けて指導上の改善点を報告書の中で示してまいります。また、さらに児童質問紙等の調査結果も踏まえて、学力向上検討委員会として指導改善への 5 ポイント。道教委の方でも学力向上のための五つの提言というのを示していますけれども、市教委独自のものとして指導改善への 5 ポイントということで、例えば、学習意欲を向上させる指導の充実、基礎基本を確実に身につけさせる指導の充実、学校と家庭との連携など、そういうような 5 ポイントを示していきたいと思っております。教育委員会では今後この 5 ポイントに即した研究資料を発行したり、この 5 ポイントに関連した研修会を開催して、直接児童・生徒の教育に携わる教員の力を高めたいと思っております。また、それとともに小樽市 P T A 連合会と連携して協力を求めていきたいと思っております。

ただ、秋田県は非常に学力が高いということが新聞報道されておりますけれども、小樽の状況についても教育長の方から、平均的には全道とほぼ同様の状況が見られていると答弁をさせていただいておりますが、学校によってばらつきがありまして、小樽の学校の中でも全国よりも上回っているところも当然ございまして、身近にもそういうような学校がありますので、まずは学校の取組を広げていくということが大事なことでとらえております。指導室としても、ぜひそういうように頑張っている学校の実践を各学校に広めていきたいと考えております。

○菊地委員

再任用制度の凍結解除について

再任用制度についてお尋ねします。

今度の再任用制度の凍結解除に至った背景について示してください。

○（総務）職員課長

民間におきましては、平成18年度から高年齢者の雇用の安定に関する法律という法律が適用されまして、従前から答弁しております定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年制度の廃止、こういった三つのうちの選択肢のどれか一つを選択するように義務づけられました。こういったことで、民間でも60歳定年以降の対応というのが義務づけられたわけですが、公務員につきましては、実はこの高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というのが対象になっておりません。これはなぜかといいますと、今提案しております再任用制度が代替措置として設けられているということで、この法律の対象になっているという状況になっております。

19年度、20年度退職者につきましては、4 年間は部分年金が出るということで、年金が満額出ないという状況もございますので、民間でも一定の措置がありますが、公務員の部分が凍結されてきたということで、これだけ長い期間部分年金では生活が苦しくなるという部分がありますので、それに対応する形で公務員も今回、14年度に1 年間だけ実施しまして凍結されております再任用制度の凍結解除をしたいということでございます。

○菊地委員

凍結解除にはなったのですが、制度が始まったときから見たら内容がかなり低くなっているのです。その点について、他都市のいろいろな状況とも比べながらいかがなものかと思うのですが、どうしてそういうふうになったのかお尋ねします。

○（総務）職員課長

他都市と比較してということになりますと、確かに小樽市の場合は相当絞っております。前回、平成14年度の1年間実施したときに、そのときはハーフタイムですから、半日勤務で給料月額が12万9,800円ということで非常に高かったのです。今回、提案していますのは10分の9勤務で12万6,500円ですから、10分の9勤務してほとんどフルタイムに近いのですが、それだけ勤務して前回よりも金額は低いという設定になっております。これについては今の臨時嘱託職員が大体月額12万6,000円ぐらいということで、臨時嘱託職員並みということをベースに置いて一番下のラインで考えております。

また、前は期末勤勉手当なども2.5か月が出ていたのですが、今回はこれらも出さないということにしております。これにつきましては、やはり小樽市民の皆さんも苦しんでおりますし、そういった目線で考えますと、やはり公務員だけが相当優遇されているという批判も前回相当根強かったと聞いておりますし、そういったことにも配慮いたしまして、また、市民の目線から見ても納得していただけるという額を設定したということでございます。

○菊地委員

それは凍結を解除したら、これからもこのままの水準ですっていくのですか。それとも社会情勢、景気が回復したら手当をつけるなど、そういうことまで見通し立てながらやっていくのですか。

○（総務）職員課長

制度的な話をしますと、今、平成22年度に向けて、年金制度の大きな改正が予定されています。ここで共済年金と厚生年金が一緒になるというような見込みも出ております。さらには部分年金が24年度まで続きますけれども、25年度からは年金が全く出ないという状況になることが見込まれております。

そういったことで制度改正がありますから、当然その制度改正のときにいろいろとまた検討をし直していかなければいけないのですが、確かに今、思い切り絞り込んでおりますので、この先については、経済情勢、制度が変わる、そういったことを勘案しながら、検討していかなければいけないというふうに思っております。

○菊地委員

組合ともきちんと妥結しているとは思いますが、妥結するに当たっては何か条件と言ったら変なのですが、全くこの内容でそのまま妥結されたのですか。

○（総務）職員課長

別に裏取引をしているとか、そういうことではないのですが、組合にもやはり今の状況をよくわかっていただいたと思うのですが、内容的には、今、答弁をしているとおりかなり絞り込んでおりますので、組合としてこれが満点ですということで妥結したのではないと思いますけれども、もう4年間もの間満額20万円に対しての約6割支給ということで部分年金が、今、出ておりますけれども、一月12万円で生活するというのはなかなか大変な場面が想像されます。そういった中で、まずは再任用制度の凍結を解除する。そして、制度を立ち上げるというのが第一義的に大事だということで、これはもう組合も納得していただいたというふうに思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○佐藤委員

新総合計画について

私の方からは、まず新総合計画についての質問をさせていただきます。

現在、総合計画審議会の方で新総合計画についての議論が始まったところではありますけれども、総合計画審議会では基本構想と基本計画について審議されていると思いますけれども、策定スケジュールの進ちょく状況を教えてください。

○（総務）企画政策室笠原主幹

新しい総合計画の策定スケジュールの進ちょく状況でございますけれども、先ほど冒頭の報告の中でも申し上げました 8 月 1 日に総合計画審議会を立ち上げて、10 月、11 月ということで 3 回開催してございます。総合計画審議会の中では、まず基本構想を先行して議論していかなければならないということになりますけれども、そこへ向けて総合計画審議会の方には議論いただくための原案といえますか、そのようなものをこれからつくっていく形になりますが、第 2 回定例会に新しい小樽市総合計画策定のための基本方針ということでスケジュール等を含めて示してございますけれども、そのスケジュールに沿っておおむね現在まで進んできているという状況でございます。

○佐藤委員

基本計画については、最終的には平成 20 年 12 月の第 4 回定例会で報告をいただくというようなスケジュールになっておりますけれども、その先の実施計画が今度策定されるわけですが、実施計画についてはいつごろの予定になるのかを知りたいのですけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

実施計画の時期ということでお話しをいただきましたけれども、まず、基本構想について議会の議決を得る。そして、その後に基本計画ということで、スケジュール的には来年の第 4 回定例会に報告をさせていただきたいということで進めてございますけれども、基本方針の中でも一部述べておりますが、基本的には基本構想、基本計画、実施計画という 3 層構造をまず前提として考えていますが、庁内には各種の業務に応じた個別の計画等もございますので、そういう個別の計画との役割分担もこれから整理した中で進めていかなければならないということで、現時点でいつの時期ということはちょっと申し上げられない状況でございます。

○佐藤委員

きっとここぐらいまでに間に合わせなければ実施計画が進まないというのがあると思うのですけれども、そのおおむね、そういうことはないのですか。

○（総務）企画政策室長

御承知のとおり、「市民と歩む 21 世紀プラン（小樽市総合計画）」が今年度で終了いたしまして、新たな総合計画は平成 20 年度からということになります。今、委員が御指摘のとおり、新しい総合計画の基本計画策定の予定を 20 年 12 月ということで作業を進めております。本来であれば、19 年度中につくって、20 年度からスタートするというのが本来の姿だということを私どもも十分認識しているのですけれども、御承知のとおり今年 4 月に選挙がございまして、その関係もあって選挙後から新しい総合計画の策定作業に取りかかったということで、このような日程になっております。

それで、実施計画との関係なのですけれども、基本的には基本構想、それから基本計画の骨格をつくり上げて実施計画になるかというふうな認識を持っております。ただ、「市民と歩む 21 世紀プラン（小樽市総合計画）」の実施計画というのは 3 年サイクルでつくったわけなのですけれども、庁内会議なり総合計画審議会も含めて 3 年サイクルがよいのか、あるいは財政再建計画等も含めて、前期、後期の 5 年という形がいいのか、その辺の議論も現在進めているところですから、ある意味では実施計画の期間をどうするかということも含めて議論していかなければならない。そういった意味では、12 月に基本計画を上げようと思っておりますから、それで基本計画素案はその前

段につくりますので、12月の前段といいますか、20年の秋ぐらいをめどに、事務方としては実施計画の策定に入っていかなければならないだろうというような日程では考えております。

○佐藤委員

いずれにしても、この新しい基本計画ができて、では小樽市は何をしていくのだろうという要するに基本になるところですから、それができなくては、今、いろいろ議論をされている中で、各部において何をしていくのだという整合性が得られないという結果にもなりかねないものですから、その辺は遅れながら進んでいるという現状はありますけれども、前倒しにしてでも早期に実施計画を策定していくようなスケジュールをできれば組んでいたきたい、これは要望ですのでお願いしておきたいと思います。

それと、総合計画審議会の中では市民からアンケートを募集するという事で、標本数は3,000件ということで、無作為に選んだ3,000人にアンケートを発送して、回収数は1,261件という報告をいただいていますけれども、そのほかに各団体、町会に出向いていろいろな意見を集約されたということですが、そのアンケート等の意見というものは、新総合計画にどのように反映するのか。また、策定に当たって占める割合というのですか、重要度というものは、どのように考えているのですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

総合計画策定の際に、そのための資料ということでアンケート調査、また懇談会等を実施してございますが、いただいたその御意見につきましては、分野別の形で取りまとめをさせていただきます。そして、総合計画審議会なりにも報告させていただいております。

私も今後、庁内には策定のための会議を設けておりますので、その会議にも当然こういう御意見がたくさん来っています。また、こういう方向性でどうかということは、題材としてこれらを活用して議論をしていこうというふうに思っておりますし、また、総合計画審議会の中で、基本構想をつくっていく上でこういうものを踏まえた委員の皆さんから御意見をいただく、そのような形になろうかと思っておりますので、ちょうどいいいたしました御意見につきましては、反映できるものは反映していきたい、このような姿勢で考えております。

○佐藤委員

例えば基本計画素案の中で、アンケートの結果や市民の御意見が反映されたということに関しては、わかるような形で審議会に説明されるのですか。それとも、全部ができ上がった中には、当然市民の御意見というものが反映されていますという説明で終わってしまうのか、その辺に関してはいかがですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

現計画である「市民と歩む21世紀プラン（小樽市総合計画）」の中では、重点プログラムや総合プログラムということで、通常の施策の大綱以外に緊急に取り組むべき必要があるものという形を三つほどつくっております。例えば高齢化の問題、冬の関係、除排雪の問題、そういうようなものがございましたけれども、市民アンケートなりそういうところで、除排雪ということに対する非常に要望が強かったという部分もございます。ですから、そういう部分でその特出しをどうしていくかというのは今後の議論になりますけれども、そういうものをつくっていった場合には、当然、市民の御意見が強く反映されている、そういうような形ではお話しできるのかというふうには思っています。

○佐藤委員

よろしくお願いします。

それと、点検報告書をいただいたのですが、全部は見させていただくことはできなかったのですが、中身としては事業報告と課題というものがこの中にある程度浮き彫りになっている、そのように認識しましたが、新総合計画に向けての今までやってきた事業の検証という部分に関しては、この中には見られないと私は思ったのです。そんな中で第1回総合計画審議会において副会長の方から、前10年間の総合計画の評価については、

どういうふうに進んできて、そして何が問題でずれてきたのかと、そういう分析や検討は当然やっていかなければならない。そして、それについての会長のコメントといたしましても、例えば人口の予測ですが、16万人と予測をしたのですが、なぜそれが大きく割り込むことになったのか。このあたりの分析をしながらやらないことには、次の時代への総合計画もなかなか難しいのではないかと、そういうコメントをされておりまして、この審議会の中でその答えは報告がされなかったわけではありますけれども、次の新しい総合計画をつくる中でも、そのいわゆる検証、それを基に新しいものをどういうふうにつくっていくかということが大変重要な部分になるのではないかと思います。今、ここで16万人を割った人口の問題の検証をしていただきたいという話ではないですけれども、その検証という部分に関して、どのような考えなのか聞かせていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室笠原主幹

委員からお話があったとおり、今回出しました点検報告というこの書面には、「まえがき」にも書いてございますけれども、課題等を明らかにするということで、総括、それと各事業にわたってこの10年間にどういうことをやってきたかということを書いてございます。

今、お話がございました今までの計画の分析の部分ですけれども、この現行の計画自体も目標を掲げておりますけれども、具体的な目標といえますか、そういうものがなかなかこの計画の中には盛り込めなかった部分というのがございますので、そういう結果として、現状で10年たってみてこの計画がどうなったか結果は書いてございますけれども、なかなか分析ができないという状況になってございます。

ただ、今後新しい計画づくりに当たっては、10年が経過してどこまでこの計画が達成されたのか、そういうようなことを後ほど検証できるような形で指標的なものを、盛り込んでいくということを念頭に考えてございますので、今のところ現計画の中ではなかなか事業分析というのは、今後具体的につくっていく中でもう一度さらに詰めていきたいとは思っておりますけれども、現状では今話したような状況でございます。

○佐藤委員

いずれにしても、この後は分科会に分かれて議論をされるということですので、その辺はまたしっかりやっていただいて、当然議員の意見も市民の意見も反映されるような、そんな分科会、審議会にしていいただければと思います。よろしくお願いします。

小樽市文化芸術振興基本計画の素案について

小樽市文化芸術振興基本計画の素案についてお聞きします。

まず、今回素案という形で提出していただきましたけれども、この基本計画の目的としては中身にも書いてありますけれども、「市の文化芸術振興施策を総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにして、その実現に努めること」を目的につくられているわけですが、次は素案が外れて計画という形にはなると思うのですけれども、この計画ができて、この後、具体的な取組に関しては、どのように考えているのか。

○教育部中村次長

計画の具体的な取組でございますけれども、今、前段でお話がありました総合計画の関連あるいは社会教育推進計画、これも来年度に策定の予定をしております。その関連がございますけれども、その両計画の下部にある個別計画という位置づけになりますので、実施計画についても総合計画あるいは社会教育推進計画の実施計画とあわせた形で導入をさせていただく、そんなことで考えております。

○佐藤委員

素案ということで、これからパブリックコメントをいただいたりするわけですが、中身について聞かせていただこうと思うのですけれども、5ページの学校教育における文化・芸術活動に対する支援に関するところと、施策の方向として学校教育への支援というところがございまして、基本計画の中は、「努めます」、「図ります」という言葉で語句が盛られていて、「これを確実に実行します」という言葉がなかなか見つからな

いという計画ではあるのです。学校教育への支援についてですけれども、この中ではボランティアとしてかかわることのできる人材を把握しますというようなことが書かれているのですけれども、これに関しては、総合的な学習の中で地域の子供たちに何かを教えることができる方たちを、人材バンクではないですけれども、そういうものに登録して、その中から学校に合った事業内容、活動に活用していただくということが既に進められているのだとは思いますが、なかなか現場では活用しきれていない、こういうところが現実だと思います。

この基本計画を策定して、さらに人材を図って活用していただかなければならないというところなのだと思いますけれども、さらに活用していただくための取組というものに関しては、どのように考えていますか。

○（教育）生涯学習課長

ただいまの学校教育への支援ということで、文化・芸術をボランティアとして学校や地域で教えることができる、そういう人材を把握しますということの今後の活用ということについてでございますが、この基本計画の中で、条例の中でも定められているところですが、既に先行する形でアーティストバンクということで、現在七十数名の個人、団体の方が文化・芸術についてボランティアで教えることができるということで登録をいただいておりますので、このアーティストバンクのさらなる充実と、また、このアーティストバンクに登録されている方がいるということを機会をとらえて周知することで、活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

小中学校の授業と連携し出前講座を実施するということが書いてあるのですけれども、学校教育という部分では、小学校、中学校に限定されるのかとは思いますが、市民だれもがという観点から考えれば、だれでもその対象になると思うのですけれども、一般質問でも何回か質問させていただいたのですけれども、幼稚園、保育所の園児に関しては、どのような支援を考えていますか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま委員がおっしゃいましたように、年齢、障害あるいはさまざまなハンディキャップを持っている方にもひとしく市民だれもがということが今回の基本計画の精神になってございます。おっしゃられましたように、幼児教育の対象になっている方につきましても、小中学校というふうに限定せずに、幼児も文化・芸術を享受できるような、そういうふうな要望というものが出てくるのではないかとというふうに考えてございます。また、そのように努めていかねばならないのかというふうに考えてございます。

○佐藤委員

7 ページには、文化・芸術に配慮した歴史的文化遺産の保全と活用に関することという項目で書かれておりますけれども、小樽市でも歴史的建造物に関しては、その保全、活用については既に取り組みされていることだと思いますけれども、例えばこの中で新たに、今、一般公開をしていない歴史的な遺産というものがあるのですけれども、そこがこれから公開してもいいですということになったときには、建物自体を活用するに当たって、手を加えなければならないところや、交通アクセスに関する動線というものを整備しなければならない、そういうこともきくとあると思うのですけれども、それに関してはどのような考えですか。

○（教育）生涯学習課長

文化・芸術に配慮した歴史的文化遺産の保全と活用に関することということで1項目を立ててございまして、内容につきましてはいわゆる歴史的建造物にかかわるものといわゆる文化財にかかわるもの、この両面があるかと思えます。委員の質問については、たぶん歴史的建造物にかかわるものかというふうに考えてございますが、歴史的建造物につきましては建設部の方で所管してございますが、建設部と連携しながら、その所有者の方が一般公開を考えているということになりますと、文化財としての扱いなのか、あるいは歴史的建造物としての扱いになりますが、いずれにしてもその所有者の方と相談しながら、市として何かできることはないかということでの検討をしなければならないと思ってございます。

○佐藤委員

先ほど、私の方から手直しをする場合もあるという話をさせていただきましたけれども、その場合に、小樽市はお金がないということで、大変財政的に厳しいと思うのですけれども、総合博物館の方では、展示物等を残さなければならないものに関しては、当然、国からの補助金を利用して保全に当たっているということがありますがけれども、新しく手をかけなければならないものに関しては、例えば国の補助金、そういうものを研究して、それを基に保全をしていった方がいいのではないかと思いますけれども、いかがお考えですか。

○（教育）生涯学習課長

先ほど申しあげました文化財につきましては、国指定、道指定あるいは市の指定ということでございまして、国指定、道指定のものにつきましては、国の補助金あるいは道の補助金がございまして、ただいま手宮鉄道施設の機関車庫 3 号では補助金をいただきながら保全しているところですが、物件そのものが文化財として登録されているものか、指定されているものかという問題がまず前提条件としてあるかとは思いますが、委員がおっしゃったように国の制度等がないかということ、それぞれの物件において研究する余地があるというふうに考えています。

○佐藤委員

いずれにしても、文化芸術振興基本計画についても、総合計画との関連性を見ながら今後進めていかれるという話ですので、今すぐにということではないという素案でしょうから、これに関してはいろいろな方の意見を聞いて、中身のある、そして小樽市民にとってもいいものにしていただきたいと思います。

○横田委員

私の方から、消防の関係と教育委員会の二つについて質問します。

北海道消防広域化推進計画の素案について

今日、「北海道消防広域化推進計画」の素案が示されました。本会議でも質問したのですけれども、見させていただきますと、本道を 21 の圏域に分けて、21 の組合を広域化にするということですが、後志を見ますと小樽市、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合の四つの組合をたぶん一つにするのかということですが、面積が極めて広大なのですけれども、小樽市としてこの広域をした場合のメリットが果たしてあるのかについて、代表質問でも伺いましたけれども、改めて伺います。

○（消防）青山主幹

素案の中では今一応 21 の圏域に分けるというもので、小樽市は後志圏ということになっております。仮に後志圏の中で広域化を図った場合ということですが、確かに相当な面積ということになってまいりますので、小樽市としてそれだけのメリットがあるのかということにつきましては、慎重に協議・検討をしていかなければならない、そのように考えてございます。

○横田委員

素案では、広域化による効果はずいぶん書いてあるのです。例えば本部機能の一元化に伴う業務の効率化の部分、あるいは人事管理面でも人事交流に関して、現実には小樽市から寿都町までを広域化して消防の指令や人事交流が果たしてできるのですか、いろいろな課題があると思うのです。そういった課題については素案ではあまり触れていない。ところが、私が代表質問で質問したときには、消防本部の答弁は、課題としましてはということでたくさん挙げていただいておりますが、管轄面積が広大になることから本部機能が低下する。これでしたら素案とは逆の見方といたしますか。それから、施設、車両等の整備あるいは人事交流面などでもいろいろな問題が出るだろうということがありまして、今、答弁がありましたけれども、広域化はほかの 3 組合はいろいろな面でいいのかもしれない。ただ、小樽市がその 3 組合と一緒に後志圏ということが果たして本当にいいのかどうかは、慎重に検討していただきたいと思います。

今、組合は自賄い方式をやっているのですが、これを解消するということで、自賄い方式について説明していただけますか。

○（消防）青山主幹

今は大部分の北海道の消防組合が自賄い方式を採用しております。この自賄い方式でございますけれども、本来、消防組合が構成市町村で経費をそれぞれ出し合って、そこで組合全体としての財政運営をするというのが本来の消防組合のあり方でございますけれども、現在は、本部組織の一部分以外は、すべてそれぞれの市町村で賄っている。ですから、消防車両は資機材を整備するにしても、それぞれの市町村で整備をしている。もちろん人件費もそうです。ですから、同じ消防組合でありまして給料は違うというような体制がとられている。これが今の消防組合の最大の課題というふうにされておりますので、本来の組合消防のスケールメリットを生かすためには、この自賄い方式を解消しなければならないということで考えております。

○横田委員

自治体は消防署がない地域には増署ができますか

○（消防）青山主幹

現在、それぞれの消防本部の中には必ず署所があると思いますので、これが広域化を図った場合に、基本的にはそのままの状態になるのだらうとは思いますが、全体として消防力の整備指針というものがございまして、それに見合った署所の配置ということがこれから考えられていくだろうというふうに思います。

○横田委員

自分のところでやっているのなら、あまり意味がないような気がするのです。素案の中にも自賄い方式を解消したいというふうになっていますけれども、その辺もあわせてしっかりと検討願います。

広域化によって各自治体の消防力が低下してしまえば本末転倒というか、あってはならないことでありますので、広域化することによって各地の消防力が低下するということはないのですか。

○（消防）青山主幹

まず広域化の基本的な考え方として、消防力の充実強化ということが挙げられています。消防力が今よりも落ちるような広域化はしてはならないということで進めておりますので、そのようなことにはならないと考えています。

○横田委員

なかなか難しい算段になるのかと思います。

これを見ますと平成19年度中に道が計画をして、5年以内に実施しなさいということですが、これに基づいて市町村は計画を策定するわけです。本市としては、その広域化にかかわって、どういう方向の計画にするのか。まだ検討されていないのかもしれませんが、何か議論がありましたら聞かせてください。

○（消防）青山主幹

来年度からのいわゆる組み分けの中での計画ということになると思うのですが、小樽市としては今のところ後志圏ということでございます。後志圏での広域化を行う場合の、いわゆる小樽市として消防力の充実、財政面の効果といったものはあるのかというようなことも検討していかなければならないというふうに考えておりますし、それぞれの市町村消防本部の利害関係といいますが、いろいろな意見があると思いますので、その辺の調整を図りながら検討して、慎重に詰めていきたいと思っております。

○横田委員

5年以内ということですので、なかなか厳しいのではないかと思います。

消防無線のデジタル化について

関連しまして、消防無線のデジタル化というような問題が出てくると思うのです。これについてどんな状況になっているのか。改めて消防無線のデジタル化の方向性というものについて教えてください。

○（消防）警防課長

無線のデジタル化の関係についての概要、あるいは今の進みぐあいについて説明させていただきますと、このデジタル化につきましては、いわゆる携帯電話や無線 LAN のサービスなどが増えてきた状況の中で、電波需要が非常に増えてきたというようなことを受けて、総務省の総合通信基盤局で平成15年10月に電波法関係審査基準の一部を改正いたしました。それによりまして、現在使われてございますアナログ無線関係も含めてですが、28年5月末をもって使用ができなくなり、それまでの間にデジタル化に移行しなければならないというような状況となっております。

○横田委員

無線に詳しい方もおられますけれども、通信方式はアナログ、デジタルによって違うんですね。デジタルの秘匿性というのは非常に高く、警察無線も20年も前にデジタル化している。ただ、ばく大な費用がかかるのと、周波数が消防の場合は260メガヘルツ帯というところになるらしいのですけれども、今の百五、六十メガヘルツ帯から比べますと電波の状況なども悪くなるといいますか、届きにくくなるというふうに理解をしています。

平成28年5月末にアナログ無線がなくなるというのはしょうがないのしょうけれども、ばく大な費用をかけてやるまでの秘匿性が消防無線に必要なのかという、警察の場合は極めて秘匿性が高くなければ、捜査状況やだれがどこへ逃げているというようなこともありますので極めて難しいですけれども、よく昔、警察無線を聞いて、追いかけて歩いてみたいと思いますけれども、消防無線はそこまでの秘匿性が必要なのかという部分についてはいかがなのですか。

○（消防）警防課長

先ほど委員の方から御質問のありました部分について私は答弁を落としてございましたので、改めて説明をさせていただきます。

先ほどの質問の中に、取組の部分につきましても話が合ったかと思しますので、それについて簡単に説明をさせていただきますと、現在、道におきましては先ほど消防本部主幹の方からも説明がありましており、策定委員会等で検討、協議をしております。この北海道の策定につきましては平成20年3月末までに案を策定することとなっております。また、全国消防長会の北海道支部といたしましても、道央地区22消防本部で連絡協議会、その下には作業部会、当消防本部内におきましても検討委員会等を設けて、協議、検討をしているところでございますが、現在決まっておりますのは、道内を7ブロックに分け、小樽市は石狩、空知、後志の道央地区の中で共同で整備するというところまでは決まっております。それ以外の部分につきましては、まだ詳細に決まっていないところでございます。

次に、先ほど御質問のありましたいわゆるデジタル化と消防無線の秘匿性の部分についてでございますけれども、現在でも消防隊1隊あるいは救急隊1隊が出動する場合、個人情報の保護の部分も含めて、できるだけ携帯電話などを活用しながら対応しているところでございます。しかしながら、1事案に対しまして複数の救急隊や複数の消防隊が同時に出動するというような場合につきましては、基本的には情報を同時に共有しなければならないというようなこともございまして、私どもとしては一斉に指令をしたり情報を伝えることが必要となってくるものでございます。したがって、この秘匿性につきましては、デジタル化では可能となるということでございますので、私どもはデジタル化については、そういう部分ではいけるだろうと思っております。

また、秘匿性だけではなくて、デジタル化では、車両の位置情報や水利の情報なんかを、いわゆる現場活動の中でデータの電送なんかかなり可能となるようですので、その辺も含めるとデジタル化の消防活動でのメリットも十分あるというふうに考えているところでございます。

○横田委員

わかりました。巷間言われているのは、周波数帯が変わって通信距離が短くなるので中継局が必要になる、ある

いは消費電力が大きくなりバッテリーのもちが悪くなる。災害のためのツールですから、バッテリーが切れていたら、しょうがないということです。結局、指令室と基地局を N T T 回線で結ぶらしいのです。ですから、N T T 回線がダウンしてしまうと、あまり意味がないなんていうこともあるらしいです。

アナログ無線は、つくりはシンプルですから故障にも強いということです。デジタル化に関していろいろ課題もあるようですので、先ほども申し上げましたが膨大な費用がかかりますので、小樽市 1 市だけではなかなか難しいのかもしれませんが、いろいろ意見は上げていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

北海道消防広域化推進計画の素案について

私も、今、議論がありました「北海道消防広域化推進計画」の素案について何点かお聞きします。

最後のページの図表の方では全道を 21 の消防本部とする組合せというふうになっております。表 - 13 では消防本部が 68 本部というふうになっているのですけれども、現行の消防本部がなくなって、後志圏消防本部というようなイメージになるのですか。

○（消防）青山主幹

今、委員のおっしゃるとおり、今ある 68 の消防本部がなくなって、21 の消防本部というのがこの素案の中の組合せでございます。

○高橋委員

先ほど来、議論を聞いていても、広域化の総論のメリットというのは理解できますけれども、本市のメリットがどこにあるのかというのがよくわかりません。その辺について消防本部としてどのように検討されているのか教えてください。

○（消防）青山主幹

今回の素案の組合せにおきましては、後志圏ということで小樽市を含めて後志 20 市町村ということになってまいります。今回の広域化は、一般的に規模が大きくなれば消防体制の基盤が強化されるということで、いわゆる小さな消防本部にとって、それなりの効果、有効的なスケールメリットが生かせるようになると思うのですが、果たして、小樽市として今後広域化がどれだけ消防力の充実になるのか、財政上の効果はあるのかという部分につきましては、これから慎重に検討していかなければならないだろうというふうな考えでいるというところであります。

いずれにいたしましても、小樽市にとって災害対応時の強化、市民サービスの向上、行財政的な効率的な消防体制というものでなければならぬと考えておりますので、この広域化に向けましては慎重に検討していきたいと考えております。

○高橋委員

最終的にこういう形に決定になるということでもいいですか、その辺のとらえ方をもう一度確認したいのです。

○（消防）青山主幹

このたびの広域化につきましては、あくまでも自主的な市町村の消防の広域化ということでございます。小さな消防本部として消防体制をとることがなかなか難しい。広域化の必要性を感じているところです。そういうところが広域化をしやすくするために消防組織法が改正されて、そして国がその基本指針をつくる。その後に道が整備するというところでございまして、このようになるというものではございません。あとはそれぞれ広域化について検討していくということでございます。もちろん市町村合併と同じように、それぞれの市町村消防本部の利害関係等によって、このように進まないこともあるかもしれないということでございます。

○高橋委員

わかりました。十分検討していただきたいと思います。

財政健全化計画の収支計画について

財政部に伺います。財政健全化計画に基づいて確認をさせていただきたいと思います。

3 ページの収支計画ですけれども、前にも議論していましたけれども、まず平成19年度の収支計画に対しての予算の執行状況です。どういう状況で予定どおり推移しているのか、歳入と歳出ごとに答えていただきたいと思います。

○（財政）財政課長

詳細はまだ把握しておりませんが、歳入の方で言いますと、地方税が予算より多少収納率が落ちているというような状況でございます。大きな歳入の一つであります地方交付税は御存じのとおり普通交付税で予算計上額より3億3,000万円予算割れをしているという状況でございます。あと事業に絡む国及び道の支出金がありますが、その辺はまだ把握をしてございません。

歳出の方でございますが、人件費につきましては、これから退職される方がどれだけ出てくるかによっても人件費の増減の大きな要素になってくるかと思えます。

公債費で、当初公的資金の借換え、要は保証金なしで今年度からの借りかえできるという制度ができたわけなのですが、最終的に借り換えする額につきまして、小樽市の方は今月中に書類を出しているわけなのですが、今月中に借り換えする額が示されるというふうに聞いていまして、その状況によっては億単位の額が動く可能性があるということです。借り換えするということで高い率になる、低い率の地方債に変えるということになって、その関係がでございます。

平成19年度のおおむねの歳入歳出の状況は以上というふうにとらえてございます。

○高橋委員

前にも出ましたが、地方交付税が少し穴があいたということです、約3億円程度でしたか。地方税も若干落ちぎみだということになります、この指標からいくと、歳入の総計というのはやはりダウンになるだろうというふうに見ざるを得ないわけです。

前にも議論になりましたけれども、地方交付税についての穴埋めはどういう状況になっているのか、財源手だて、その内容について説明願います。

○（財政）財政課長

平成19年度が始まって、ちょうど中間ぐらいで普通交付税がそういう状況になっておりまして、予算のついた部分については当然その事業をやらなければならないのですが、その中でも節約できる部分があれば、下半期に節約してもらおうというようなことで、10月初めにそういう通知を各部に出しました。これは決して事業をやめたということではなくて、やった中で節約できる部分があれば節約していただきたいと思いますということがまず一つ。

それと、もう一つの対策として、歳入の部分で税外収入に力を入れていただきたいと思いますということで、それにつきましても市町村の実施本部をつくりまして、その対策をやっているところでございます。効果額がどの程度出るかというのはございますけれども、あくまでも歳出については節約、歳入については、できるだけ捕捉し得るものは捕捉していきたいということで考えております。

具体的に3億3,000万円が埋まるかということについては、その辺の見込みは今立っていませんけれども、最終的には19年度の単年度収支はゼロに持っていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

それで、節約をしてほしい、それから市税収入を何とか確保してほしいということでしたけれども、いくらこの効果が、具体的になくても出てきているのかどうか。少し手ごたえがあるのかどうか。

○（財政）財政課長

一つ言えることは、歳入につきまして、地方交付税の 3 億 3,000 万円の穴埋めなのですが、制度的なこともありまして、国に確かに要望をしました。小樽市の市税より高く歳入が入ってくるというふうに見られましたので、平成 19 年度分については、その分でその穴埋めとして地方債を認めてくれないかということで要望を上げております。

確かに事務的にはどの程度地方債を発行できるかという調査をしております。けれども、最終的にそれが決まるのは、例年の日程からいくと 1 月下旬か 2 月初めぐらいに、それぞれの取扱いが最終的に決まるというふうに聞いてございます。

あと大きなものとして出てくるのは、財政サイドで押さえているのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、公的資金の借換え、これは早めにやればやるほど、金額が大きければ大きいほど効果が出てきますので、何とかそれについても、小樽市のような赤字を抱えている団体については、優先的にその部分はやっていただけないかということで、これまでも要望してきたところでございます。数値的なことを挙げて、このぐらいの効果が出ているということを今の時点で把握しきれておりませんので、そういう状況でございます。

○高橋委員

それで、この収支計画の表ですが、平成 20 年度についてもこれでいくということの前提で確認しますが、今日、北海道新聞の一面にも、地方財政計画の歳出入の規模増額になるというニュースが出ておりました。地方再生対策についても人口 10 万人以上の市には約 2 億円出るだろうというような、そういう内容でしたけれども、まずこの点についてどういうふうに受け止めているか、財政部の考えをお聞きします。

○財政部長

昨日の財務省と総務省の第 2 折衝で合意に達したという情報でございますけれども、私どもの正直な感想といたしましては、それを含めまして一番注目しておりました地方交付税、臨時財政対策債を含めまして若干プラスになったというようなことでございますので、感想といたしましてはやっと下げどまったかなというのが正直な気持ちでございます。

増額になったといいましても、両方足して 1 パーセント強ということでございますので、平成 18 年度から 19 年度にかけて、地方交付税と臨時財政対策債で 6 億 7,000 万円ぐらい減っております。ですから、とてもその 1 パーセントぐらいで回復できる状況にはございませんけれども、ここ四、五年ずっと下がってきたという一般財源の動向からしますと、先ほど申しましたように少し下げどまって、地方の経営状況がある程度理解されたのかという気持ちはしております。

ただ、今答弁をしました 2 億円何がしというものは恐らく詳細が見えていませんけれども、総額の交付税の中での割り振りの問題になるのかとも思っていますので、その辺の中身を注目していきますけれども、依然として予断を許さないといえますか、一般財源上は大変厳しい状況には変わらないとは思っております。

○高橋委員

収支計画の表の地方交付税の約 151 億円に対しての影響というのはどのように考えておりますか。

○（財政）財政課長

平成 20 年度の地方交付税の計画数値なのですが、これは今年の 3 月に最終的に確定したわけなのですが、この時点からいきますと、要は 19 年度の予算計上額に対して今後伸びることはないだろうということで、臨時財政対策債分を含めて 1 パーセント落としているということなので、それからいきますと、今年度、先ほどから言っております 3 億 3,000 万円ほど発射台が下がっておりますので、普通交付税が伸びた中でのこの額より下で見なければならぬのかというふうには感じておまして、先ほど財政部長からありましたように算定方式の詳細がまだ示されておられません。それと、今年度のように歳入の方での所得割がそういうふうに見られたということもありまして、その辺の詳細を見ながら、予算割れしないような交付税の額を予算計上しなければならないというふうには考えて

ございます。

○高橋委員

確認しますけれども、この一般会計の収支表については、平成20年度もこれでいくということによろしいですか。

○（財政）財政課長

単純に言いますと、平成19年度の地方交付税はそこから算定してございますので、同じ状況であれば3億3,000万円の普通交付税分が下がってしまうという状況にあります。

○財政部長

ちょっと補足させていただきますけれども、財政健全化計画の見直しの関係についてこれまでも答弁しているところなのですが、今、財政課長から申し上げました交付税の措置でございますけれども、地方税あるいは支出の方もいろいろ状況が変わっておりますので、今のように交付税の再精査といいますが、それを含めて収支の計画以上の来年度の予算をつくる中で、ある程度もう一度精査をしていかざるを得ないのではないかというふうには思っております。

○高橋委員

もう少し確認してからでなければ、これはどういうふうになるかわからないということですね。わかりました。

平成20年度の予算編成について

平成20年度の予算編成について何点が聞きたいのですが、まず予算規模、収支状況の考え方、この2点についてどのように編成していくのか見解を伺います。

○財政部長

もう既に事務的な編成作業に入っておりまして、本来であればこのような一般財源の動向をつかまえた上で、その範囲内で編成できれば一番よろしいのですが、間に合いませんので、既にスタートしております。考え方としては、一般財源の動向が、極端に言いますと数億円単位で増えるということはまずあり得ないだろうという前提の下に、10億円以上の赤字のある団体でございますので、少しでも赤字を減らすということを目指し、可能な限り歳出を見直すことができないだろうかということで、各部から要求を出していただいて、現在財政部で調整を行う段階でございます。年明けになりますと、もう少し一定程度国の交付税や税収の見方というのが出てくると思いますので、この辺の情報を見ながら整合性をとっていきたいというふうには思っています。

○高橋委員

わかりました。では、来年明けてからまた議論させていただきたいと思います。

もう一点確認したいのは、自治体財政健全化法というのができました。平成20年度の決算以降で確認されていくわけですが、四つの指標があって連結実質赤字比率という項目があります。私は、連結ということで、財政部として、他会計に対する見方が今までと変わってくるのかというふうに思っております。この点についての考え方を聞かせていただきたい。

○財政部長

おっしゃるとおりでございます。これからは、例えば従前のように一般会計の方で黒字であれば、特別会計、企業会計の方で赤字を抱えていても、とりあえず財政運営はできるという状況ではなくなってまいりますので、いわゆる赤字のつけ替えといいますが、そんなこともできない状況になってきております。したがって、来年度の予算から、従前にはなかったことですが、連結をしたときにどういう状況になるのかということは十分考えながら、予算というものをつくっていかねばならないという感じはしています。

○高橋委員

もう一つ、私は今の財政部長の話にあったように他会計に対しての繰出金の考え方も同様に結構影響があるのかと思っております。現時点の考え方でも結構ですが、どのようにこれをとらえて考えていくか、その辺の見

解も伺っておきます。

○ 財政部長

原則的には企業会計、特別会計、いずれもそれぞれの独立採算で行うということが前提でございますので、その中で収支不足があるからといって繰り出すということにはならないというのは、基本的には従来から同じことなのですけれども、病院の問題もそうですけれども、病院に対する交付税措置もまだ見えておりませんけれども、このような国の措置をきちんと見極めた上で、各会計に対する繰出金の方も、改めてまた考え方を整理していく必要性もこれから出てくるのかという気はしております。

○ 高橋委員

今後いろいろ協議されると思うのですが、私は財政部の意見が強烈になってくるのかというふうに思っているわけですが、財政部長としては言いたいことは言わせていただくという姿勢で臨むのかどうか。

○ 財政部長

今年の交付税の予算割れのこともそうですけれども、情報を庁内に知らせる中で、企業会計、特別会計を担当されている部におきまして、常にいろいろな取組をしていただいておりますので、そのようなことの中身を聞きながら、また、改めて平成20年度の一般会計側の様子も伝えながら、相互に相談していきたいというふうには思っています。

○ 高橋委員

思いはあるのでしょうか、あまり言えないということで理解しておきます。

市役所庁舎の暖房について

原油高騰に関連して、この市庁舎では、灯油か重油かはわかりませんが、燃料の量と金額が年間どのぐらいにかかっているのか、前年度と今年度の対比で教えていただきたいと思います。

○ (総務) 総務課長

市役所庁舎の暖房の関係でございますけれども、ボイラーでA重油を使っておりますので、そのA重油の燃料で説明させていただきたいと思いますが、金額ベースでいきますと、約400万円から500万円ベースぐらいで決算が上がっておりまして、量的にいきますと9万リットルから10万リットルぐらいであります、その中でここ数年推移をしております。それで、御存じのとおり単価等が実際かなり高騰しておりますので、今年度予算ベースからいきますと、単価が3割以上変わっておりますので、四、五百万ベースでいきますと、大体100万円単位の不足が生じてくるのかというふうに今のところは思っております。

○ 高橋委員

近年、私はかなり以前と違って節約をしすぎているのではないかと、寒くないのかということを感じるわけです。それで市職員も風邪を引いている人も何か多いように見受けられますので、因果関係はわかりません。けれども、その辺どうなのか。どういう設定で温度を決めて運営しているのか、説明をお願いします。

○ (総務) 総務課長

今、厳しい財政状況について答弁のあった後なのですが、特にそういうことでやったわけではございません。基本的には毎日外気温の状況等を調べておりますし、執務室においては本館もありますけれども、本庁舎別館、それぞれ数か所で時間を決めて温度を計測しております。冬の今の時期になりますと、執務室の方としては一応20度を目安に室温をはかって、ボイラーも当然たきっぱなしではございませんし、その辺は小まめに調整して加減して使っているところでございます。

○ 高橋委員

総務部としてはこれが適正であるというふうに決めているわけですか。

○（総務）総務課長

御存じのとおり古い庁舎ですので、ボイラーが最初に稼働してから一番厳しいのは遠くの端の方で、端に行けば行くほど実は温度が上がりづらいという状況がございます。今、北海道も含めて、クールビズがありましたけれども、ウォームビズという形で北海道の方でもやっていますけれども、その際もやはり19度、20度ということがございますし、あとは労働安全衛生の規則上、事務所は17度以上とあるのですが、それではもう大変過酷な状況です。それは別といたしましてプラスして20度で、特に厳しくしているわけではございませんけれども、ただこういう状況もありますし、職員の方でも1枚多く着たりするという形での調整はしていただいている部分はあるとは思いますが、むやみに職員の健康を害してまでという形ではございませんので、そんなに特に厳しくしているものではありません。

○高橋委員

わかりました。よく確認をしていただきながらお願いしたいと思います。

学校の灯油の予算について

学校の方でもこの原油高騰について影響が出ているということで、補正予算が組まれていると思います。この内容についても、前年度対比で今年度、要するに予定している量、額について教えてください。

○（教育）総務管理課長

小学校で比較いたしますと、灯油が平成18年度決算ですと約52万リットルぐらいです。今回の補正等含めた中で19年度は約53万5,000リットルを見込んでございます。重油に関しましては18年度決算では36万2,000リットルでございますけれども、19年度決算見込みでは35万7,000リットルであります。

同じく中学校で比較いたしますと、灯油が18年度決算が28万7,000トルに対して、19年度決算見込みが28万5,000リットル。重油が18年度決算が17万9,800リットル、19年度決算見込みが約17万9,000リットルであります。

金額にいたしますと、小学校の灯油は、18年度決算が3,811万3,000円、これが今回の補正をいただき、19年度見込みでいきますと4,209万3,000円であります。小学校の重油は、18年度決算が2,438万2,000円、これが19年度見込みでいきますと2,657万3,000円であります。同じく中学校の灯油は、18年度決算が2,103万9,000円、これが19年度見込みですと2,248万8,000円であります。それから、中学校の重油は、18年度決算が1,219万2,000円、これが19年度見込みでいきますと1,335万1,000円といった状況になってございます。

○高橋委員

補正は総合計で1,000万円ぐらいでしたか。

○（教育）総務管理課長

小学校費で1,000万円、それから中学校費で520万円という補正を見込んでいます。

○高橋委員

原油の高騰がこういうところまで影響があるのだということを今感じております。いずれにしても、子供たちの教育環境に影響がないようにぜひ対処していただきたいというふうに思います。

小樽市総合博物館について

それでは、小樽市総合博物館についてお聞きします。第3回定例会以降もさまざまな企画を練られて苦勞をされているというふうに聞いております。人気も出てきているというふうに伺っていますけれども、企画の内容や運営状況を入館者数も含めてお聞きをします。

○（教育）総合博物館副館長

同館は7月14日にオープンいたしまして、今5か月ほどたとうとしているところなのですが、どんなふうな企画をやっているのか簡単に説明したいと思います。

2階に企画展示室がございまして、特別展を行っております。博物館の名品展というのを10月21日まで行ってお

りまして、現在は忠臣蔵の登場人物を描きました浮世絵、この展示の「誠忠義士傳—三代豊国の世界」というのを
行っております。これが1月の末までということになります。あと、現在、財団法人つくば科学万博記念財団の巡
回展「サイエンスブック」を館内に展示しております。ドームシアターにおきましてはデジタルプラネタリウムと
いうことで生解説の星空紹介と、それから開館から今までずっとやっておりますが、特別投映ということで「銀河
鉄道の夜」というコンピュータグラフィックスの番組を行っております。

また、旧講座の関係でございますけれども、青少年科学技術館で行っていたジュニア実験実習講座が9月からス
タートをして、半年ではありますけれども、今、実施をしているところでございます。また、天文教室を行って
おりますけれども、博物館的な部分と科学館的なところと一緒にというような部分で、夏に七夕の行事を行ったの
ですが、秋にはお月見の教室もございました。また、伝統的な行事の伝承ということでは、先日もちつきを行って
おります。また、鉄道の関係では、「廃線を歩く」という旧夕張線区間を見て歩く行事を今年度行っております。ま
た、秋にはキノコ展を行いました。新しい講座としまして、先日から学芸員のリレー講座というのが始まって
おります。また、今、羊毛からクリスマスリースをつくるという講座も始めたところでございます。また、出前講座を
決めました小学校をはじめとした団体の対応を行っております。

その他のイベントということでは、しづかホールを使いましてミュージアムコンサート、チェンバロそれからピ
アノとチェロ、こういったコンサートを行っております。

幾つか他機関と連携しました行事を行っておりますが、この秋大変たくさんの入館者にお越しいただいたのは青
少年のための科学の祭典」の北海道大会。これを2日間行っておりますけれども、入館者がほぼ1万人という大変
盛況のうちに終わることができました。

また、鉄道の模型の展示、そういったことも行っております。ただ、総合博物館としましては調査研究という部
分が基礎的な部分で大変大事なものですから、ボランティアの御協力を受けながら稲垣日誌の制作、また動植物、
昆虫などの採集、そういったことも地道に行っております。

数的な部分で言いますと、11月末で本館としましての総利用者数が8万397人、分館運河館が1万4,302人。です
から、11月末で両方合わせますと大体9万5,000人ほどの利用をいただいているという現状でございます。

○高橋委員

特別展とかいろいろ苦勞をされて、またいろいろな企画を立てられて、大変苦勞されながら何とかうまくやって
いるというような話を聞いていますし、私もぜひ応援したいという気持ちでもあります。

それで、建設常任委員会ではさいたま市の鉄道博物館を視察してきた。非常に参考になるのだという話を伺った
わけですが、総合博物館の関係者の中でも見られた方がいると思うのですが、どういうふうに見られたか、
その感想や御意見がありましたらぜひ聞きたいと思います。

○（教育）総合博物館石川主幹

委員も御存じのとおり、平成19年10月14日、鉄道記念日にさいたま市大宮区に鉄道博物館が開館しております。
これに先立ちまして、当館の鉄道担当の学芸員が事前公開の日に行って、中を拝見させていただいております。そ
の学芸員からの報告、それからマスコミ等、それから私どもの方で入手いたしました資料等から、おおむねの話を
させていただきたいと思います。

御存じのように前身は東京都千代田区にありました交通博物館だったのですが、小樽市が統合という形をとった
のとは逆に、鉄道だけを切り離す形で鉄道だけの博物館、鉄道に特化する形でさいたま市大宮区の車両工場の横に
つくったものがこの施設でございます。敷地4万1,000平方メートルのうちの2万8,000平方メートルの床面積を持
つ展示室ということであります。

おおむねの展示車両が37車両です。そのうち元の交通博物館にあったのは10車両でございますので、ほぼ4倍近い
車両の数に増えています。明治、大正の車両というのはもともとあった車両だったのですが、どこの部分が増えた

かといいますと、昭和30年代、昭和40年代のディーゼル機関車、特急を引っ張った電気気動車、それから今まで新幹線の0（ゼロ）系があったのですが、東北新幹線の初期の200系をここに入れております。

それが全部体育館のような大きなヒストリーゾーンというふうに私らは言っているのですが、大きな上屋の中にぎっしりと入れておりまして、当館のように広い敷地の中に点在する形はとっておりませんので、すごい密集感とありますが、悪く言いますと圧迫感なのですけれども、よく言いますと存在感が非常に強い形のレイアウトをとっております。

それから、遊びながら学ぶというものではシミュレーターというのがあるのですが、5台ございまして、ただ、5台のうち4台は既存のものを移設してきております。1台だけ新しいものをつくりまして、これがよくテレビ等で取り上げていますSLのD51形のシミュレーターでございます。この部分だけ有料になって予約制ということで、すごい行列だったということで、事前公開にもかかわらず当館の学芸員はこれに乗れなかったというふうに言っていました。

館内の野外の部分には小さな3人乗りの電車のようなものが230メートルですがついておりまして、これはATCや管制室といったものを楽しむような形になっているということですが、これについてはどちらかというと言園地のものとさほど見た目は変わらないということでもございました。

一番人気のあった展示というのは、1階や外のそういったものではなくて、これは交通博物館のときもそうだったのですが、2階にありますHOゲージという横幅25メートル掛ける奥行8メートルといたしますから、この部屋ぐらいの大きさになりますが、ジオラマ、ちょっと大きめの鉄道模型がありまして、これが1日に6回から8回出すというふうに聞いておりますが、係員の方が実際に解説をしながら動かすという形をとっております。生解説つきで移動するという形で、実はこれが一番の人気だというふうになっております。

鉄道博物館建設前に、盛んに鉄道博物館の方で、さいたま市民に対するPRをやっていました。さいたま市民を中心としたボランティア組織を立ち上げようという意識がかなり強く出ていたのですけれども、残念ながらまだ事前公開ということもありましたので、行った職員にはそのボランティアの姿がよくわからなかったということでもございました。

もちろん当館としても参考にしたいケース、もし許せばこういうことをしてみたいというものがたくさんあることはあるのですけれども、やはり一番うらやましいといえますのは、隣に車両工場がございまして、実車といえますか実際に動いている車両、実際の職員、例えば保線や車両修復の職員の方と密接な関連がとれているという点では、新たな展開がやりやすいということでは非常に参考にさせていただきたいと思っておりました。

それから、先ほど言いましたように、展示のレイアウトがわざわざ狭いところに車両を押し込んで密集感を出すというところでは、非常に迫力は十分に伝わってくるものであるというふうに考えております。

ただ、当館としては、例えば蒸気機関車にしてもシミュレーターはしゅせんシミュレーターであるということで、実際に煙を吐いて、蒸気を吹きながら走るという本物の車両が実は走っていないという点ではちょっと物足りない部分もあるし、例えば京都の梅小路の機関区なんかに比べると、その点はちょっとどうだろうかということは思っておりました。

もう一つ、当館の場合はこの半年間市民ボランティアが非常に戦力として動いていただいております、お手伝いという枠を超えて、さらに一緒にやっていくというレベルまでもう来ていただいております。そういう意味では、この鉄道博物館のボランティアがどのように動くのかというのは、今後注目をしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

野外展示のものをどう活用していくかというのがこれから非常に大事になるだろうという観点から、代表質問で伺いました。このさいたま市の鉄道博物館については見せ方が非常に工夫してあるということで、ぜひ参考にして

ほしいという話も伺いましたし、先ほども言ったようにこの野外展示の見せ方、それからほうっておけばどんどん朽ちていく展示物の電車、列車、そういうものをどう保全していくのかということも課題になっていたわけですが、これについての見せ方、保全の仕方について考え方を聞いて、質問を終わりたいと思います。

○（教育）総合博物館石川主幹

当館の場合は鉄道博物館よりもさらに多い160両という車両を保有しておりますので、今ある、それをどうやって保全していくかというのがまず一番の課題かと思います。正直に申しますと、旧交通記念館時代が10年間ございまして、その間の管理が必ずしも適切であるとは言えない部分が多くございまして、緊急を要するような状態になっている車両も幾つかございます。それから、委員の御指摘のみならず、開館以来、もちろんお褒めの言葉もいただいておりますが、批判の声も寄せられておりまして、その批判の声というのは、実は車両の管理状況といえますが保全状況に関するものが多くございます。

どうやって見せるという以前に、まずお客様に見せられる状態を維持していくというのが私どもの第一の責務だと考えておりますので、ただいまのところは5年計画で野外の車両を一度元の状態に戻していくというような計画を考えております。今まではボランティアの方たちに来ていただいたり、当館の職員がやったりという形でやっておりましたが、どうもそれでは追いつかないという形でございますので、その5年間の計画を立てまして、なおかつただいまそういった車両の補修にかかわるようなNPOを立ち上げようという団体も出てきております。そういった団体の御支援もいただきながら、さらに民間の御支援もいただきながら、5年間の計画の中で車両を保全して、お客様に見せられる状態に持っていきたいというふうに考えております。

それから、鉄道博物館の方では、行き先の表示を時間帯によって変えたりしております。朝東京行きだった車両が夕方には立川行きに変えたり、要するに時間帯による演出を変えております。そういったことも参考にしながら、当館は車両がずっと置いてあるというだけではなくて、車両の動きを少しでも表現できるような展示も今後は検討していきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

○佐々木委員

総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」基本計画の点検報告書について

1点目、小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」基本計画の点検報告書が提出されました。私もずっと1次、2次、3次と実施計画に基づいて成り行きを見守っておりましたが、先ほど質問がありましたけれども、総体的にまとめたというふうに思います。それが今後どういうふうに生かしていくのかということで尋ねたいのですが、先ほどの答弁でいきますと、施した事業等について報告をして、それを次にどうつなげていくのかという課題を持ちながらまとめている、こういうことなので、まず全体的な動きについて教えてください。

○（総務）企画政策室笠原主幹

先ほども話をさせていただきましたが、現在、庁内の関係職員で構成する会議の中で、新しい計画づくりに向けて基本方策づくりに入っていきますけれども、そういう中でできた事業、できない事業、そういう部分も一定程度

整理をしながら、新しい計画づくりに当然役立てていきたい、そういうような形で取りまとめてございます。

○佐々木委員

83ページに、「行財政運営」の効率化・健全化を図るということで、これまでいろいろな形で小樽市独自の行政評価のあり方などを含めてここに書いてありますが、この経過について教えてください。

○（総務）企画政策室笠原主幹

行政評価の実施ということで、報告書の方には平成12年度に事務事業評価、14年度に施策評価、18年度に政策評価試行ということで、この部分を掲載してございます。これまでこの記載のとおり3回行政評価を実施してございますけれども、まず21世紀プラン現計画の第1次の実施計画、10年度から12年度にかけての実施計画ですけれども、これにつきまして事務事業ということで対象、目的、手段、そういうようなことでの整理をしてございます。その評価結果というものは、13年度以降の予算編成、21プランの第2次の実施計画、そういうものへの反映ということで活用してございます。

14年度に実施いたしました施策評価ですけれども、ここにつきましては21世紀プランの中間点検、その報告の作成に当たって計画実施進ちょく状況、原案の課題、今後の方針、そういうようなものを検討するためということで実施してございます。対象となった事業はすべての施策、それと第2次の実施計画の事務事業すべてということでございます。この結果につきましては中間点検で報告してございますので、その報告の中に整理して示しているものでございます。

18年度には政策評価の試行ということで、あくまで試行ではございますけれども、これは第3次の実施計画で掲げている事務事業421事業、さらに基本計画に掲げている部分の施策の部分を93、そして政策ということで、五つの大綱が36の分野にわたっておりますので、その部分について評価を実施してございます。

この結果といたしましては、今後新しい計画の中でどういう形で活用していけるのか、そういうような部分を目的とした試行ということで実施してございます。

○佐々木委員

それで、政策評価まで実施計画を点検していく、こういう取組については理解をしているつもりです。ただ、いろいろな形で事務事業の評価が各都市でも行われていますけれども、負担をかけるというわけではないですけれども、各課の方に相当なエネルギーを要するのだらうというふうに思っています。これをやり遂げることによって、やはりこれから先の小樽市の政策をどうつくっていくかということにもつながってくるというふうに思うのです。前回、私の方で財政白書というものをつくる提案をいたしました、今後この政策評価をどうつくっていき、どう生かしていくのかの道筋について伺います。

○（総務）企画政策室笠原主幹

今後の進め方といいますか、そんな形になるかと思いますが、今、委員がおっしゃったとおり、昨年度の試行も実施した職員にはかなり負担になった部分はあるかと思いますが、ですから、そういう部分の課題というのはもちろん整理する必要がありますので、負担にならない手法をどうつくっていけるか、これから検証していかなければならないというのが一つです。

あと、他都市の例のお話をいただきましたけれども、今、こういう時代の中でどういうふうに効率的な行政運営をしていくかという部分がございまして、一つの手法としてこういう施策といいますか、こういうようなものを活用していけるのか、そういうことを考えていかなければならないというふうには思っています。

○佐々木委員

一定の成果が出てくることを期待いたしております。

学校給食の充実について

それでは、25ページの学校給食の充実に触れていきたいというふうに思います。

学校給食の充実については4点にまとめておりますが、より安全・安心な給食を求めてそれをスタートしてきたというふうに思いますけれども、いわゆる取組の部分について詳しく説明していただきたい。

○（教育）学校給食課長

学校給食の充実という項目で4点記載をしております。現在まで続いている取組もございます。（１）
米飯用食器等の関係でございますけれども、記載のとおり平成17年度に完了をいたしておりますけれども、破損等があることから現状その補充を優先している、そのようなことがございます。また、米飯以外の食器についても、食器の損耗状況を今後もよく見ながら具体的に検討していこうというふうに考えているところでございます。

（２）食に対する意識をはぐくむということでセレクトメニューを導入しております。そして、継続をしているところでございます。また、18年度から世界の料理ということで、年４回ほど各国の料理をメニューに取り入れております。これも継続をしております。

（３）食の安心のための地場食材等の活用でございますけれども、これも野菜や肉類を含めて道内産を活用するように努めておりますので、これは今後も継続をしていく考えでございます。

（４）給食試食会の開催、それから学校給食だより等の啓発でございますけれども、教育委員会議等でも食育指導に関する充実といった御意見もございます。引き続きこういった面を考慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、記載はございませんけれども、給食の充実ということは、日常的に各学校から担当の方を出していただいて、給食担当者会議を開催しています。とりわけこういった中で学校との連携といいですか、御意見を寄せていただき、またよく協議しながら、この給食の質の維持や、また向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

本当に食の安心・安全、それこそ今、私の一番のテーマでありまして、学校現場においても、内容充実とともに、より安心・安全な給食を提供していくということを確認しておきたいと思うのです。

校外学習等助成事業費について

教育予算に関連して、私の方で教育予算増額を特に意識的にお願いしている校外学習等助成事業費があるのですけれども、これについて説明を願います。

○（教育）学校教育課長

校外学習等助成事業費についての質問でございますが、この事業費につきましては、平成12年度に校外学習交通費助成事業と総合的な学習に要する経費、この二つを統合してできた事業費でございます。

○佐々木委員

小学校、中学校、それぞれ事業費は幾らですか。

○（教育）学校教育課長

事業費についてでございますけれども、平成19年度予算でいきますと、小学校費では550万円、中学校費では550万円となっております。

○佐々木委員

これは学校配当予算の枠に入っているのですか。

○（教育）学校教育課長

配当予算になっておりまして、その積算につきましては１校当たり幾らという定額部分と、もう一つ児童・生徒数１人当たり幾らという、この二つの合計額になっております。

○佐々木委員

ここ３年間の金額はどのぐらいですか。

○（教育）学校教育課長

予算ベースで説明をいたしますと、平成19年度の予算額については先ほどの額となりますが、18年度の予算につきましては、小学校費、中学校費それぞれ580万円、17年度につきましては小学校費600万円、中学校費590万円の予算となっております。

○佐々木委員

なぜ聞いているかというと、先ほどの話の中で総合学習の部分と交通費補助というか、ここを抱き合わせにしたというふうになっているわけです。学校現場では、この総合学習も含めて相当中身の濃い事業を展開していると思うのです。この予算は現場からいろいろな形で恐らく増額を要求してきているというふうに踏んでいるのですけれども、どうですか。

○（教育）学校教育課長

この事業費につきましては、各学校からも増額の要望は来ております。

○佐々木委員

それについて教育委員会の方の受止めと努力といいますか、この辺はどうなのですか。

○（教育）学校教育課長

この予算につきましては学校からは増額の要望は出ておりますけれども、今の財政状況の中、増額というのはなかなか難しい状況にありますので、各校の予算の中で計画的なやりくりをお願いしている現状にあります。

○佐々木委員

そういうことでくってしまうということなのですが、学校現場では総合的学習の充実ということではり相当エネルギーも使うし、それから講師を呼ぶ、出かけていき、授業を行うということもあるので、改めて総合学習的な部分の予算を計上することはできないのですか。

○（教育）学校教育課長

この事業費の予算の中身としましては、いわゆる総合的学習の部分の講師謝礼、校外学習をする交通費や施設入館料ということで内訳は積算しておりますけれども、各校におきましては、その科目にかかわらず予算の合計額の中でやりくりをしていただいているという状況でございます。

○佐々木委員

学校の教育課程全般について教育活動をしているわけです。そういうことで、義務教育活動費の中でやりくりをしながら使っていくという手だてというのはありましたか。

○（教育）学校教育課長

毎年、予算作成時には事業の内容などをいろいろ精査して、その都度予算措置しているわけですが、それで議決いただいた予算をその中で執行していくわけですが、その予算で設定した以外の使い方というのは、特別のよほどの緊急事態が何か生じたということでは、その事業間で流用というのはあり得るのですけれども、そうでない限りはあくまで設定された目的の中で使用していただくというのが基本となっております。

○佐々木委員

教育活動を本当に一生懸命やるということになれば、いわゆる教育条件整備をしていくというのは、当然私の方の訴えなのです。だから、いわゆる条件整備をしっかりとやっていく上で、教育活動を高揚していくといいですが、盛り上げていくということの方策をとるべきではないかというふうに思うのです。例えば総合学習というと限られた枠の中ですが、教育活動、教育課程全般をやっていくということになれば、ここの部分については少し膨らませていく必要があるのではないかという感じはしています。限られた予算だから、それしかないというようにめり張りをつけていくべきではないかというふうに思っているのです。

○（教育）学校教育課長

先ほども答弁をしましたけれども、まず今の財政状況の中で少なくとも全体の財源が限られている。その中で例えば今までこういう二つの授業があったけれども、そちらの授業をやりくりして、その分こちらの授業に重きを置きたいと、そういうやりくりというのは可能だとは思いますが。

○教育部川田次長

総合学習の中で予算を増額したらどうかという御意見だというふうに思っております。ただ、今答弁をしたように学校の中でいろいろ工夫をしながらやってございまして、例えば総合学習の中で人権教室や租税教室、性に関する教室をやるという場合は、それぞれ公的な機関の方を呼んできて、費用のかからない中で教育活動に対するめり張りをつけてやっておりますので、今後も限られた予算の中ではありますけれども、そういった工夫をしながら総合的な学習を含めてやっていきたいというふうに考えてございますので、そういった点で御理解をいただきたいと思っています。

○佐々木委員

わかりました。

就学援助費について

それでは、就学援助費について伺います。

平成18年度の実績、人数と額について教えてください。

○（教育）学校教育課長

就学援助費の平成18年度の実績ということでございますけれども、決算額としては小学校費では9,616万4,000円、中学校費では8,120万4,000円。人数の関係でございますけれども、準要保護児童数としては2,139人、要保護児童・生徒数としては139人となっております。

○佐々木委員

これは平成18年度の決算ということです。この組立ては今後どう推移していくかというのは、そのときの予算の立て方にもよるのだと思いますけれども、この仕組みについて説明してください。

○（教育）学校教育課長

予算計上の仕方なのですけれども、いわゆる対象となる児童・生徒数というのが、実数というのがなかなか見込みづらいものですから、予算計上時にはいわゆる過去3か年の対象児童数や率で次年度の対象児童・生徒数を積算しております。

○佐々木委員

それで、要保護、準要保護の関係も含めて、平成19年度に見積もった数値と、これまでの数値と、今後について言えば、どういう状態になっていますか。

○（教育）学校教育課長

平成19年度の予算の数値を持ってきていなかったのですけれども、過去の状況で話しますと、準要保護児童・生徒数で申しますと、18年度では2,139人で、17年度では2,152人、16年度では2,178人ということで、人数的には若干下がっているのですけれども、ほぼ横ばいと考えていいと思っております。

○佐々木委員

就学援助はどういう費目を対象にしているのか。

○（教育）学校教育課長

援助の対象となる費目といたしましては、学用品費、校外活動費、入学準備金、修学旅行費、通学費、体育用具費、学校給食費、校外活動費、医療費となっております。

○佐々木委員

その項目は変わらないのですか。就学援助といいますから、助成援助といいますか、ここのところはこれから出来高によるのだと思いますけれども、十分な手当をしていく。限界はあると思いますけれども、やはり困っている部分については手厚い部分も必要かというふうに思うのですけれども、その辺のところは分析をしながら対策を講じていくということになるのだと思いますけれども、その辺はどうですか。

○（教育）学校教育課長

この就学援助の対象世帯、費目、額につきましては国の基準に基づいて行っておりますので、今後、例えば援助の単価とかがどうなっていくかということは、今のところこちらの方ではわかりかねるところはあります。

○佐々木委員

それで、今回の場合、就学援助と校外活動費について絞って話をさせていただいたのですけれども、やはりめり張りのついた予算づけといいますか、そういうことに現場も期待しているのではないかと。就学援助は状況判断といいますか、今の小樽の状況からいえば、上がり下がりはあるのだらうと思いますけれども、やはり困っている部分については援助していくという考え方の基本は変わらないと思うのです。教育委員会として新年度の教育予算の考え方、予算要望に対する考え方、こういうことについて示していただきたい。

○（教育）総務管理課長

今、来年度の予算編成を実際にいろいろやっているところでございますけれども、基本的には私どもはこれまでの事業をベースに考えていかなければならないと思ってございますし、また、特に小樽市は学校を含めて施設も多いということから、当然、学校運営や施設運営について支障のないように、あるいは円滑な運営ができるように予算要求をしてまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

では、来年度の重点目標についてはどうですか。

○教育部長

現在、私どもは新年度の関係を盛んにやっているところでございますので、具体的にはこれからになるかというふうに思っております。総務管理課長から答弁をしましたとおり、教育委員会としては当然市全体の予算編成方針というものもあるわけでございますので、やはり学校現場として必要なものは要求していかなければならない、こういう方針に立って、今、進めているところでございます。

○佐々木委員

期待しています。子供たちが生き生きと活動できるような条件整備に向かって力を入れていただきたいというふうに思っております。

学校給食費について

現在、小学校と中学校で学校給食費は1人当たり幾らですか。

○（教育）学校給食課長

学校給食費の関係ですけれども、小学校低学年につきましては月額3,300円でございます。高学年につきましては3,400円でございます。中学校1年生、2年生については4,100円、3年生については日数が短いこともございまして3,900円という金額でございます。

○佐々木委員

これはいつから変わっていないのか。

○（教育）学校給食課長

前回の改定は平成11年度でございます。

○佐々木委員

平成11年度に現在の額に決めたということで、この後の推移はこれからまたいろいろと検討していくのだろうと思いますけれども、給食費の徴収については、どの機関でどのように決定していますか。

○（教育）学校給食課長

給食費の水準の検討、そのような御質問だと思いますけれども、学校給食運営協議会という組織がございまして、学校給食の収納関係、収入又は購入した給食物資の支払、そういったものを担当している組織でございます。その中に検討委員会という組織を設けていただいておりますけれども、そちらの方に教育委員会の方から諮問をさせていただきまして、給食の内容、それに伴う給食費の水準など、そういったものを御審議いただいて、そしてまた教育委員会の方に答申をいただいて、教育委員会が小樽市としての給食費を決定する、そのような流れでございます。

○佐々木委員

今後、給食費の値下げということはないだろうと思うけれども、値上げ又は現状維持等についての一定の判断が必要になるときはあるのですか。

○（教育）学校給食課長

現在、食材等の値上がり、報道されておりますとおり大変広範にわたっているというふうに認識をしております。ただ、現時点では給食費の改定に関しましては1週間当たりの主食であるパンや御飯、牛乳、おかずであります副食、そういったものの価格を算出して、そして給食内容も踏まえて御協議いただいている、そのような関係でございます。現時点では家庭向けの製品といたしますか、そういった関係での報道がされておりますけれども、業務用の価格についてはまだ上げどまったという状況では決まらず、上昇過程にあるというふうに思っております。私どもも御検討をお願いしている関係からも鋭意その情報の収集にも努めている、そのような現況でございます。

○佐々木委員

現在、給食費の未納や現状、それに対する対策といたしますか、どのようになっていますか。

○（教育）学校給食課長

給食費の関係ですけれども、平成18年度で申しますと、現年度の部分というのは4億4,000万円ほどの調定額に対して、4億3,300万円ほどの収入額でございました。未納金額につきましては、その差の710万円ほどという収納状況でございます。

そして、未納対策ということでありますけれども、主要な部分は学校の方をお願いして今行っているところでございます。とりわけ7割以上の方が、給食費の関係につきましては口座振替を御利用いただいておりますけれども、例えば口座振替で引き落としにならなかった場合や現金で収納をされている場合に未納が発生いたします。そういった際は、各学校におきまして文書や電話等で勧奨を行う、若しくは保護者の方と連絡する、又はPTAの会合でそういったお話をさせていただく、そういったようなことを主要な取組としてやっているとところでございます。そのほかに学校給食課としまして、年3回ほど未納世帯への督促文書なりを送付して、学校において御相談いただくようにさせているところでございます。

今後も引き続きこういった取組と、また、以前の文部科学省の調査の関係におきましても、小樽市内から集約した内容を見ますと、やはり未納の要因として保護者の責任感といたしますが、そういったものに起因しているというような回答もございました。また、過年度分の収納状況ということも踏まえまして、そういった点はこれからまた学校側の理解と協力と申しますか、そういったものをよく得ていながら、望ましい方法について協議して進めてまいりたいと、そのように考えております。

○佐々木委員

未納の部分については、いろいろな事情があつてのことだというふうに思います。その辺のところは現場の状況をよくとらえて、また厳しいことにもなるのかもしれないけれども、子供たちの状況というものをしっかりとつか

んだ上で現場の状態というのを適切に判断していただきたいというふうに思います。強制によって問題を起こすようなことはないと思いますけれども、十分理解を求めながら慎重にやっていただきたいというふうに思います。

共同調理場について

調理場の業務を民間委託にするという部分があって、平成20年 4 月に実施する、もうそれが決定してしまっているような形で話が流れていったということで、事実経過も含めて、私は決算特別委員会でも触れておきました。

それで、現在、オタモイ共同調理場の食数と運営費の関係、新光共同調理場の食数と運営費の関係について教えてください。

○（教育）学校給食課長

調理場の関係でございますけれども、食数を申し上げますと、新光共同調理場につきましては6,708食でございます。オタモイ共同調理場につきましては2,294食でございます。運営経費ということでございますけれども、平成18年度決算額で申し上げますと、新光共同調理場につきましては1億8,793万円ほどの金額でございます。オタモイ共同調理場につきましては4,837万円ほどの金額でございます。

○佐々木委員

これは人件費を含んだ形ですか。

○（教育）学校給食課長

人件費、職員等の部分は職員給与費の方で支出をされておりますので別になります。ただ、学校で配ぜんなどをされている配ぜん員の方々や例えば調理場で警備の業務につかれている方、そういった嘱託員の報酬がこの中に含まれております。

○佐々木委員

これからのオタモイ共同調理場と新光共同調理場は当初は統合をしながら新築に向かう、こういう一つの形でした。それは財政事情もいろいろあるのだろうけれども、そういうことの前提に立って、これからのこの両調理場の向かう先といいますか、方向性というのはどういうふうになりますか。

○（教育）学校給食課長

施設が老朽化している関係もあるものですから、そういった面での建替え、また、今は子供の数が減っていている、そういった状況から給食数も減っている。そういった中で食数的な面で見ますと、2か所の調理場で運営するよりは、1か所で行った方が非効率の面が少ないのではないかとということで、先般そのような観点でそういう方針をとったわけでございます。

当面、オタモイ共同調理場の一部業務の民間委託化を進めておりますし、また、今申し上げましたような食数の減少に応じて、新光共同調理場の1か所でどういう形で具体的に運営していくのか、そういった面を今後も内容をよく詰めながらそういう方向で進めていきたい、そのように考えているところでございます。

○佐々木委員

そういうことの観点で、当初の計画はいろいろな難しい面も出てくるということで、実態を押さえながらやっていくということで話されていますから、それで、今回一部業務の民営化、委託、こういうふうになってきたのですけれども、一つ調べてください。私は説明会等に出された内容を読み取ると、まずは業務の民間委託といいいますか、業務の一部委託がありきで、それに合わせて組み立てている内容ではないかというふうに受け止めました。それで、説明会で出された資料等の本旨について、それに呼応する形でいろいろな質問、意見、要望が出たと思うのですが、教えてください。

○（教育）学校給食課長

今のオタモイ共同調理場の一部業務の民間委託等に関係しまして、本年の9月下旬から10月中旬まで、オタモイ共同調理場の供給校であります11校の保護者の方々を対象に説明会を実施してまいりました。そういった中での御

意見、御質問等でございますけれども、おおむね質問が 7 割方、意見は 3 割方というふうに受け止めております。

質問では給食の質の低下につながらないか、衛生管理面は大丈夫か、そういった学校給食の安全の確保や質の維持に関するものが一番多い内容でございました。それから、委託する業者の選び方、契約の年数、委託以外の給食費の関係、情報提供、そういうような給食全般にかかわる質問等もございました。意見では衛生管理への配慮を求めるという趣旨のもの、給食の味の維持の向上、そういったものを踏まえる。今後、委託業者が決まった際の情報提供が必要ではないか、そういったような内容でありまして、総じて学校給食の安全、安心の確保、質の維持というのが主要内容でございました。

○佐々木委員

それぞれ要望があったところについてはこたえているのだというふうに思いますけれども、それで私の方で見た感想の部分で言えば、今の状況から言えば、安全を確かめていくということになれば、そんな業務をするとなれば委託業者のハードルは相当高いと思うのです。だから、ハードルを低くして安心・安全なものをつくるということにはならないと思うのだけれども、その基準づくりや業者選定にかかわる作業、この辺のところはどういうふうになっていますか。

○（教育）学校給食課長

業者選定の関係でございますけれども、今、実施時期等も含めて関係団体とは協議中でございます。そういった中でそういっためどを持ちながら、委託に向けて業者選定の内容を固めていく、このように考えております。とりわけ、今、おっしゃられました衛生管理の考え方という一番基盤になる部分でございますが、そういった観点を具体的にどのように評価項目を作成するか、若しくは策定をしていくか、大変重要なことだというふうに思っております。今後も引き続き、そういった観点もあわせて、その選定基準の関係につきましては、衛生管理以外の項目としましても、学校給食は教育の一環ということでございますから、そういったような考え方、また、やはり安全・安心という意味では業務の遂行能力ということもありますから、そういった観点、業者の信用状況と申しますか、経営力と申しますか、そういった点もあわせて評価をしなければならないというふうに考えています。そういったものも含めまして現段階では順次進めている、そんな状況でございます。

○佐々木委員

今の話の中では、もうあたかも全部決まっている状況ではないということはわかりました。だから、今後のことについて言えば、やはりこういうことだと私は思うのです。今、求めている部分というのは本当に食の安心・安全ということなのだ。振り返ってみれば平成 8 年度に O-157 が発生しました。それから 10 年たちました。そういう中であって、どうも食中毒の起こることも含めて、安心・安全な給食づくりというものが形がよい化しているのではないかという意識を持つのです。今の状態でももうノロウイルスの関係が出てきていますから、そういうことの間接的な関係もありながら、これまでは市が直営でやってきた。その質の高い業務をつくるのに、共同調理場を含めて職員が一丸となって、安全対策も含めて安心な給食をつくってきた。それが評価されて現在に至っているのではないかとこのように思うのです。だから、そういうことの信頼関係が崩れていくような状態というのは、まずいと思うのです。そういう面では直営でやってきた部分が一部業務であっても、民間にするということの不安は、これは保護者の方からはあると思うのです。私も実際に思います。その辺の兼ね合いがあることから、小樽市母と女性教職員の会が要望書を提出したのだと思うのです。それについて受止めと対応について聞かせていただきたい。

○（教育）学校給食課長

小樽市母と女性教職員の会の方から、平成 19 年 11 月 1 日に要望書をいただいております。その内容につきましては 2 点ございまして、1 点目はより安心・安全な給食に向けての具体策を示すこと、2 点目は保護者全体、市民に民間委託の計画について説明をすること、このような内容でございました。それに対しまして私どもとしまして、1 点目のより安心・安全な給食に向けてということでございますけれども、学校給食につきましては、安心・安全

でおいしい給食の実現に向けて日々努めてまいりたいと考えており、このたびのオタモイ 共同調理場の調理洗浄等の民間委託に関しましては、関係法令の遵守はもとより、安全や衛生の確保などに最大限配慮してまいりたいというふうに考えております。

また、学校給食は教育の一環として実施されるものであり、その意義と目的を十分理解し、衛生管理研修など積極的に推進する委託事業者を選定し、業務委託後においても適切な運営体制の確保に努めてまいりたいと考えておりますと、そのような趣旨で回答をいたしました。

2 点目の保護者全体、市民に民間委託の計画について説明することということでございますけれども、オタモイ 共同調理場の民間委託に関する基本的な考え方につきましては、これまで当該施設の給食供給校の保護者をはじめ学校関係者へ説明をしてまいりましたが、今後においても審議会への報告、また、機会をとらえて広報おたるによる説明を実施したいというふうに考えております。

また、オタモイ 共同調理場の給食供給校の保護者に対しましては、今後、委託業者が決定した際などに内容をお知らせすることなどを考えております。

また、両共同調理場の統合という将来的な課題につきましては、今後、具体的な実施案がまとまった段階で、関係する方々への説明を検討してまいりたいと考えておりますということで、回答を申し上げます。

○佐々木委員

本当に慎重に物事を進めていただきたいというふうに思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、鈴木委員に移します。

○鈴木委員

指定管理者制度導入による財政効果について

財政健全化計画でございますけれども、財政健全化計画の13ページになります。こちらの方で、今まで人件費の抑制等はいろいろな論議の中でかなり聞いてきました。ですから、管理経費の圧縮の部分はあまり聞いておりませんので、平成19年3月に財政健全化計画が出された後、この分は一体どういう進ちょく状況なのかということを教えてください。

○（財政）中田主幹

財政健全化計画の管理経費の圧縮でございますけれども、平成18年度に計画がスタートしております。「清掃業務委託の見直し」ということで、これまでも清掃業務についてはいろいろ見直しをかけて縮小を図ってまいりました。基本的には執務室は行っておりませんが、18年度からは、日常清掃と定期清掃に大きく分かれます。基本的に定期清掃の回数を18年度から全庁的に年2回ぐらいに統一したり、窓ガラスの清掃もやっていた部分がございますけれども、一部旧日本郵船小樽支店などの歴史的建造物は、窓ガラスの清掃を行っておりますけれども、それ以外の清掃については一切行っておりません。その関係で、17年度と18年度を一括すると、清掃業務で約690万円の減となっております。

19年度はまだ予算執行中ですが、その見直しをさらに多少進めまして、一部施設において清掃面積の見直しなどを行いまして、予算ベースで前年度に比較すると、約50万円の減ということになっております。

それから、「機械警備業務委託の見直し」でございますけれども、今まで基本的には施設の機械警備、特に夜間ですが、業者に一括委託をしてございました。業者に機械の設置費も含めて何年間かで委託をしているのですが、年間かなりの金額になります。一施設になると、それぞれの施設の規模によりまして、30万円、60万円になります。それを、委託方式から市の職員が対応するというので、そういう方式をできる部分から今、徐々に切り替えてございます。その前提として、機械警備の必要性があるかという部分から検証を進めて、どうし

ても廃止できないものについては、自前警備ということで、小樽市が独自に施設に機械警備の機器を設置いたしまして、防犯の信号を消防本部の通信指令室で受信して、施設の管理者が対応する、業者に見に行っていただくというような形で自前で行い、委託料の減を図ってきてございます。

そういう関係で、金額的に申しますと、17年度と18年度で比較すると約630万円の減、さらに19年度予算ベースで18年度から約510万円の委託料の減という形で効果的に表れているというふうに考えてございます。

そして、「その他委託業務の見直し」ということで、大口のごみの焼却場の委託、給食の輸送業務委託、資源物の分別収集の委託、その辺の業務の仕様などの見直しをして効果を出してきてございます。

それと「公用車の集中管理による効率的活用を図ります」と記述していますが、市の公用車を有効に活用するために、今までは各課に連絡車両を配置してございましたけれども、その部分を集中的に管理するようなことをやって、有効活用を図っているところでございます。全体的には、今申し上げました効果の管理経費の圧縮、清掃等、機械警備の金額を申しましたが、17年度決算と18年度決算を比較すると、この管理経費で約1億円の見直しをしている形になってございます。一応そのような形の18年度ということでやっています、今、19年度の予算を執行していますけれども、効果が集計できたらまた報告させていただきたいと思っております。

○鈴木委員

今、管理経費の圧縮をして1億円ということで、大変な圧縮になっております。その他「業務委託の推進」で圧縮できているものを1番、2番だけで結構ですので、教えてください。

○（財政）中田主幹

私の方から「業務委託の推進」の部分を答弁して、「指定管理者制度の導入」は総務部から報告させていただきます。

まず、「業務委託の推進」で、そこに記述させていただいているのは平成19年度ということで、家庭系ごみ収集業務委託化の拡大ということで載せてございます。この部分については、19年度というよりも、既にその前から行っておりまして、17年度で家庭ごみと資源物収集の直営車両が10台で稼働しておりました。それが18年4月には9台、10月に1台減じて8台、さらに19年1月から8台を3台に減じております。今年度も1台ほど減じているところでございます。

効果的には、収集パッカー車などのごみ収集車両に乗っていた職員の職員給与費、直営の車両の維持経費、簡単にその減じた部分を委託化しておりますので、委託料の増という形のものが反対に出てございます。そういうことを勘案しまして全体を見ますと、その業務だけで申しますと、17年度から18年度にかけて約4,300万円の財政効果を発揮しているという形になっています。ただ、今の部分はその職場だけでございますので、その減じている部分の職員が、退職する方もいますけれども、職場転換でほかの職場に移っていることもございますけれども、その辺を考慮しないで、その業務だけで見ますと、今申しました効果が出ているという形の計算になります。

○鈴木委員

今の答弁で、確認をしたいのですが、アウトソーシングをした場合、その分は減じられますけれども、人件費等でなかなか満額にはいかないということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。

○（総務）阿部主幹

「指定管理者制度の導入」ということでは、平成18年度に総合体育館をはじめとしまして、26施設で導入いたしまして、内訳は市営住宅の集会所10施設を含めて26施設で導入してございます。19年度には、市営住宅44施設をはじめとしまして市民会館、公会堂、市民センター、銭函パークゴルフ場ということで、合計で48施設に指定管理者を導入してございます。

財政効果といたしましては大きなところで申し上げますと、18年度決算では、駅前の三つの駐車場が一番大きくて550万円程度、稲北コミュニティセンターが290万円程度、細かいものを含めまして18年度の決算で申し上げますと950万円程度の効果はあったのですが、先般の決算特別委員会でも申し上げましたが、夜間急病センターで追加負担というものも出てきましたので、その分を差し引きますと、18年度決算では効果としては100万円程度になってしまおうという形になります。

あと19年度に導入した施設についての今後の財政効果の見込みとしましては、一番大きいものが市民会館、公会堂、市民センター、三つのセンターを一括管理にしたということで、3,300万円程度になってございまして、トータルといたしましては3,600万円程度の効果を見込んでいるところでございます。

○鈴木委員

小樽市文化芸術振興基本計画の素案について

小樽市文化芸術振興基本計画の素案ですけれども、端的に聞かせていただきます。

この前、素案をいただきまして、読ませていただきました。文化保護といいますと大変いいことがたくさん書いてありまして、期待が大きいところでございます。私のところにはよく高島越後踊り、松前神楽を何とか保存してほしい、手助けをしてほしい、そういうお話が来ているわけで、たぶんそういった方たちがこれを読みますと、ああ、我々にやっと手を差し伸べていただけるのだろうとすごく期待感が増すというふうに思っております。そういったときに、今、問題はその手の差し伸べ方なのです。これは財政的にどういう裏づけがあるのか教えてください。

○教育部中村次長

この計画につきましては、条例に基づく基本計画の部分と、あるいは基本理念、基本方針に基づいています。条例の中でも、いわゆる財政支援に努めるということが記載をされております。この条例の精神を最大限尊重する形で、私どもは素案を提出しておりますので、その流れの中で財政的に今、素案に記載してある中身について担保があるのかと言われれば、何もありません。それは実施計画の中で、具体的にどういうものに対処していくのか、それはこれから決められていくものです。

○鈴木委員

小樽市文化芸術振興基金について

私は不勉強でわからないのですが、7ページに書いてあります小樽市文化芸術振興基金の経緯と今の残高を教えてください。

○（教育）生涯学習課長

ただいまの御質問の文化芸術振興基金ということでございますが、これにつきましては平成18年11月に、市内の二つの団体から寄付をちょうだいしてございます。1団体から20万円、もう1団体から10万円ということで、合わせまして30万円の寄付をちょうだいしまして、これを文化芸術振興基金で積み立てているところでございます。残高につきましては35万円あります。

○委員長

鈴木委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時52分

再開 午後5時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 7 号は否決、議案第11号は可決、継続審査中の陳情はすべて採択を求めて討論をします。

本定例会に提案された組織・機構の見直しが、すべての分野において必ずしも市民サービスの向上、効率的な行政運営に寄与するとは思えません。第 1 の理由は、小樽市政の今後のあり方に大きく影響する港湾の問題です。我が党は、小樽港の衰退を招いた石狩湾新港の建設、その施策のあり方を指摘し、反対してきました。しかし、小樽市においては、21世紀プランの点検報告書の中でも、道央圏日本海側の流通拠点としての地歩を固めていくとして、小樽港、石狩湾新港の既存施設の活用に向けた点検について強調しています。石狩湾新港の母体に関する協議、後背地の問題でも、産業港湾部の所管とする方がむしろ効率的ではないでしょうか。

第 2 に組織・機構の見直しは、要所要所に業務の民営化ありきです。学校給食業務、清掃業務、保育所の民間委託など市民生活、子供の教育分野にかかわることで、市民サービスの向上とはいえないもので賛成できません。

議案第11号につきましては、艦船が入るたびに山田市長が苦渋の選択を強いられることのないよう、環境の整備をすることに与党の議員の皆さんの賛同を呼びかけるものです。

本会議で詳しく述べますが、いずれの陳情につきましても願意は妥当であり、採択を主張し、討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第11号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、議案第 7 号並びに陳情第 3 号、第 4 号及び第186号について、一括採決いたします。

議案は可決、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。